

平成24年第1回

三重県議会定例会会議録

(6 月 13 日)
(第 16 号)

平成24年第1回

三重県議会定例会会議録

第16号

○平成24年6月13日（水曜日）

議事日程（第16号）

平成24年6月13日（水）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 諮問第1号
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第3 議提議案第3号
〔提案説明、質疑、委員会付託〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 諮問第1号
- 日程第3 議提議案第3号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	51名		
1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之

6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇
11	番	濱井	初男
12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	村林	聡
21	番	小林	正人
22	番	奥野	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児

34	番	中 嶋	年 規
35	番	竹 上	真 人
36	番	青 木	謙 順
37	番	中 森	博 文
38	番	前 野	和 美
39	番	水 谷	隆
40	番	日 沖	正 信
41	番	前 田	剛 志
43	番	舟 橋	裕 幸
44	番	三 谷	哲 央
45	番	中 村	進 一
46	番	岩 田	隆 嘉
47	番	貝 増	吉 郎
48	番	山 本	勝
49	番	永 田	正 巳
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書 記 (事務局次長)	神 戸	保 幸
書 記 (議事課長)	原 田	孝 夫
書 記 (企画法務課長)	野 口	幸 彦
書 記 (議事課副課長)	山 本	秀 典
書 記 (議事課主査)	中 村	晃 康
書 記 (議事課主査)	竹之内	伸 幸

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴木 英 敬
副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	山 口 和 夫
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	北 岡 寛 之
環境生活部長	竹 内 望
地域連携部長	藤 本 和 弘
農林水産部長	梶 田 郁 郎
雇用経済部長	山 川 進
県土整備部長	土 井 英 尚
健康福祉部医療対策局長	細 野 浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥 井 隆 男
環境生活部廃棄物対策局長	岡 本 道 和
地域連携部スポーツ推進局長	山 口 千代己
地域連携部南部地域活性化局長	小 林 潔
雇用経済部観光・国際局長	加 藤 敦 央
企 業 庁 長	東 地 隆 司
病院事業庁長	大 林 清
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長	丹 保 健 一
教 育 長	真 伏 秀 樹

公安委員会委員
警察本部長

谷川 憲三
斉藤 実

代表監査委員
監査委員事務局長

植田 十志夫
長谷川 智雄

人事委員会委員長
人事委員会事務局長

飯田 俊司
速水 恒夫

選挙管理委員会委員

宮 寄 慶 一

労働委員会事務局長

小林 正夫

午前10時1分開議

開 議

○議長（山本教和） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（山本教和） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る6月6日、総務地域連携常任委員会に付託いたしました諮問第1号について、審査報告書が総務地域連携常任委員長から提出されました。

次に、議提議案第3号は、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

総務地域連携常任委員会審査報告書

議案番号	件名
諮問 1	諮問について

本委員会において、上記の議案審査の結果、審査請求を棄却すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成 24 年 6 月 6 日

三重県議会議長 山本 教和 様

総務地域連携常任委員長 藤田 宜三

追加提出議案件名

議提議案第 3 号 三重県議会基本条例の一部を改正する条例案

議提議案第 3 号

三重県議会基本条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成24年6月13日

提出者 藤 根 正 典
中 村 欣一郎
中 川 康 洋
後 藤 健 一
稲 垣 昭 義
中 嶋 年 規
竹 上 真 人
日 沖 正 信
西 場 信 行

三重県議会基本条例の一部を改正する条例

三重県議会基本条例（平成十八年三重県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

- 3 会派は、議員が前条に規定する責務を果たすために行う活動を支援するものとする。

第六条の次に次の一条を加える。

（議員の定数及び選挙区）

第六条の二 議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。

第七条中「議会は」の下に「、議決責任を深く認識し」を加える。

第八条第二項中「議会は」の下に「、合議制の機関としての特性を生かし」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。

（文書による質問）

第十四条の二 議員は、知事等に対し文書による質問を行うことができる。

- 2 前項の質問は、議長に提出しなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の文書による質問の手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十四条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

提案理由

三重県議会基本条例に係る検証検討の結果に鑑み、会派、議会の説明責任及び知事等との関係の基本原則について所要の改正を行うとともに、議員の定数及び選挙区並びに文書による質問に関する規定を整備する必要がある。これが、

この議案を提出する理由である。

質

問

○議長（山本教和） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。25番 藤田宜三議員。

〔25番 藤田宜三議員登壇・拍手〕

○25番（藤田宜三） おはようございます。鈴鹿市選出の藤田宜三でございます。

私、いつも、ここへ入りますと、飾ってある花の話から入っております。今日は、ヒマワリ、ユリ、デルフィニウムと、こういうのが入っております、若干、少しだけバラが入っておりますが、実は、先日、1回目、2回目と花がございまして、見せていただいたら、バラの花がしっかり入っておって、なかなか飾っていただいておりますのはいろんなことを御理解いただいておりますんだなというふうに思って、期待して今日参ったんですが、今日はバラが非常に少なくて、ヒマワリが表にぼんと出ておると。

これはやっぱり知事の息子さんのイメージを考えられたのかなということであれでございますけども、何でバラの花をお話ししたかといいますと、実は、今週の日曜日、17日でございますけども、父の日でございます、私も花をつくっておりましたですけども、バラをつくっていただいております生産組合の方が、毎年、この時期になりますと、県のお父さんということで、知事と議長に対しましてバラの花を進呈させていただくと、こういう一つの行事がございまして、そういうことを通じて、バラの消費を図っていきたい、こういうことでございますが、今日の新聞を拝見いたしました、お名前が結大君というお名前に決まったということが書いてございまして、これにやられたなというのが私の今日の花の実感でございます、しかしながら、おめでたい子どもさんの誕生、名前がついて、それにバラの花を15日の日にお持ちしてお祝いをさせていただくということにつきまして、私も花の業界におりまして、花を振興していくという立場から考えまして、本当にありがたい

な、こんなふうに思っております。

今、ちょっと切り花の話をさせていただきましたが、もう1点、花の話をさせていただきたいなと思います。それは、昨年の東北大震災で大変甚大な被害を受けました。東北のほうへ、私ども、花植木振興会が、被災地の皆さん方の心がいやされる、明日の元気の糧になっていただきたいということで花をお持ちいたしました。一部でございますけれども、花を植えさせていただきました。

秋に植えましたサツキが大変きれいな花が咲きました、(パネルを示す)ということでお送りいただきましたので、ちょっと御紹介をさせていただこうと思っております、そのための写真でございます、質問には直接関係ないんですが、これは、実は、三重県が、試験場が品種を開発いたしまして品種登録をいたしました。3品種ございまして、伊勢路シリーズというんですが、これはイセジコマチという品種でございます。イセジムラサキ、イセジベニというほかの2品種合わせて、これは仙台空港でございますけれども、植えさせていただきました。サツキの産地の三重県からサツキが来て仙台空港を飾っている、そんな状況でございますので、皆さん方にも御承知いただきたい、そんな思いで持ってまいりました。

その震災の中で、本当に多くの皆さん方がお亡くなりになった。一方では、先ほどお話しさせていただいたように、知事さんの子どもさんが生まれた。いく人もおり、新しく生まれる人もいます。我々、人間というのは、こんなふうにして命をつないできたんだな、こんなことを思っております。同時に、今を生きる我々の使命といますか、そのことについて、本当に重い責務を担っているんだな、こんなことも思わせていただきました。実は、私も、この年初に、人生の同士と言うべき妻を亡くしまして、そんなこともあって、30数年間ともに戦ってきました戦場であります農業について、再度でございますけれども、質問をさせていただきたいな、こんなふうに思っております。

前回の一般質問では館議員が、そして、今日、この後、鈴鹿の小林議員が、最後に、西場議員が用水のことでございますけれども、農業の質問が大変多く

なつてまいりました。前回の質問では、田中議員が農業に關しての關連質問もいただきました。農業に対して多くの皆さんが関心を持ってきていただいております。大変うれしく思っております。

いつもなんですけれども、農業の質問をするに當つて、世界の状況がどうなんだということをやはりお話ししておかんといけないのかなというふうに思っております。実は、先日の日経新聞だつたと思ひますが、中国の温家宝首相がブラジル4カ国を訪問すると。それも、農業省及び食料局の局長連れで行かれるということでございます。

ちなみに、中国の大豆の輸入というのは5500万トンを超えております。1996年までは輸出国でございましたので、その量たるやすごひものがございます。全世界の生産の約2割を輸入しておると、こんな状況でござひます。同時に、この南米行きの中で何をされるかという話でござひますが、ブラジルとトウモロコシの輸入の合意を目指すんだと。同時に、アルゼンチン、パラグアイ、チリへ回つて、要は、食料に關しての連携の協定を結ぶのが目的だと言われております。なぜこのような話をさせていただいたかということ、やはり、国内で米が余つてゐるというような話の中で、世界では、穀物の状況というものは大変厳しいものがあるんだということとをぜひ御理解賜りたいなというふうに思ひます。

ちなみに、トウモロコシは、中国は国内の生産というのは1億6000万トンを超える生産量があるんですが、去年、150万トンを超える量を輸入いたしました。ことしは恐らく400万トンを超えるんじゃないかと、こんな状況でござひますので、この辺のところも御承知いただきたいなと、こんなふうに思っております。

そういう中で、三重県、農業の経営はどうなんだと。大変厳しいものがあるというのが状況であらうかなというふうに思ひます。その中で、県の農業政策はどうなんだという話でござひますが、三重県の食を担う農業及び農村の活性化に關する条例というものを平成22年につくつていただきました。それに基づいて、昨年は基本計画をつくつていただいた。三重県として農業政

策の背骨ができ上がってきた。

そんな中で、この平成24年度、鈴木知事のもとで「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」ということを基本理念に掲げていただいて、みえ県民力ビジョンがスタートをいたしました。このビジョンの中で、1次農業についてはもうかる農林水産業、こういうところへ転換をしていくんだと。特に、食の魅力を生かして、みえフードイノベーションの創出に取り組んでいくんだというふうに書いてございます。昨年12月にも一般質問でお話しさせていただきましたけども、もうかるという言葉、そして、1次産業の中にイノベーション、革新という言葉を使っている。これは、県の農業政策に対する意気込みといいますか、いくんだという、そんな思いを感じさせていただいております。

じゃ、そんな状況の中で、そういう思いを持っていただいて進み始めた中で、三重県の農業というのはどんな状況なんだろうということを考えますと、これは、農水省の統計資料でございますけども、平成22年度に1024億円という数字が出ております。過去、一番大きかったのが、平成2年ごろ、約20年前と比較をさせていただきますと、3分の2まで減っているんだと、こういう数字でございました。これは、今、農業は大変厳しいですよというお話を私はさせていただいたんですが、数字的にも大変厳しい状況にあるということがわかるのではないかなというふうに思います。これは、単に、我が県だけではなくて、日本全体の大きな問題であるというふうにも思っております。

じゃ、この状況をどうやって打ち破っていくんだという話でございますが、我々という表現はちょっと語弊があるかもしれませんが、農林水産業を営んでいる方々が6次産業化をしていく、農業だけではなく、商業者、工業者と一緒になって連携をしながら取り組んでいく。その中で販売額を上げていくということが、今までに増してますます重要になってきているんだろうというふうに思います。

もう少しその辺のところを視点を変えて申し上げますと、食料産業全体の国内生産額といいますか、日本の国民が食というものに対して支払っている

総額が、これは約100兆円だというふうに言われております。この食に対して支払っている100兆円のうち、農林水産物の生産額はどうかというのと、これもざくっとした数字ですが、10兆円から12兆円だと。生鮮食料品の輸入分も含めても15兆円程度になると。非常に乱暴な言い方を許していただければ、100兆円と15兆円の差というのが、計算しますと85兆円になりますけれども、それが2次産業、3次産業による価値の増加分になっているんだということでございます。

よく聞かれる言葉であるかもしれませんが、米を売るな、おにぎりを売れ、こういう話がございます。やはり私は、農林水産にかかわる者が、自ら加工、販売部門まで、すべて自前で取り組むかどうか別にしておいても、とれたものを市場に出荷するというにとどまるのではなくて、どうやって生産物の価値を上げていくのか、こういうことをもっと意識的に心がけていかなければならない時代になってきているんだと。逆に言えば、ここのところが生命線だろうというふうにも思っております。

今の言い方をしますと、誤解を招いてはいかんですが、農林水産業の皆さん方が、2次産業、3次産業の取り分を分捕れと、そういうシンプルなものではなくて、農商工連携や6次産業化などの取組を積極的にやることによって、彼らの持っている知恵だとかノウハウだとかネットワークなんかをおかりしながら、1足す1を2ではなくて3にも4にもできるんだという、そういう考え方を持ってかかわる必要があるんだろうというふうに思っているわけでございます。そういう形になっていけば、先ほど、全部で100兆円というようなお話をさせていただきましたけれども、これにかかわることによって、増える部分もありますが、トータルとして総枠を広げていくことが可能なんだろうと。この辺の可能性を秘めているんだろうというふうに思うわけでございます。

5月25日でございますけれども、そんな中で、食にかかわる先端技術や新事業展開などの面でサポートしていくことを目的に掲げていただいて、産官学による連携協議会、みえフードイノベーション・ネットワークが発足をい

たしました。残念ながら、私、都合で参加させていただくことができませんでしたが、この発足会に、予定していた定員を大きく上回る方々が参加されて、企業だとか研究機関、行政機関、合わせて150を超える参加があったということをお聞きしております。

このみえフードイノベーション・ネットワークというのは、先ほど申し上げた、知事の掲げる、みえ県民力ビジョンの選択・集中プログラムの一つに位置づけていただいておりますけれども、このプログラムの進行の中で、進めることによって、ある意味、ものづくりの核になり得るのではないかと、こんな思いもしております。本県の農林水産業から生まれてきます生産物の価値を上げていく、そういう意味では、大きな力に、あるいは目玉になっていくのではないかなというふうに思っております。

今回、質問させていただく中心的な話に入りますが、その一つの大きな流れに対して、資源研究機関がもうかる農林水産業という切り口からどうなんだろうかということをお聞きしたいなと。今回は、ピンポイントでちょっとお話を聞きしたいなというふうに思っております。

先ほど申し上げました、フードイノベーション・ネットワークというのは、生産者や食品産業や流通販売の事業者、大学や行政に加えて、試験研究機関が参加をして、ここが重要なんです、具体的な商品開発プロジェクトの創出などに取り組むことで、様々な知恵や技術を結集して、融合して、新たな商品やサービスを革新的に生み出していく、こういうことだそうでございます。この考え方、みえフードイノベーションの取組に対して、そういう意味で大変期待をしている1人でございます。

いわゆる商品開発をしていくんだというプロジェクトがいろんなところで、いろんな材料を利用して立ち上がって行って、いろんな2次産業の皆さん、3次産業の皆さん、行政、研究機関が一体となって新しい商品をつくっていくんだと。それによって、その結果、でき上がったものを使いながら、もうかる農林水産業の先導役、恐らく、私はすべてがすべてそれでいけると思っておりません、先導役であろうというふうに思いますが、先導役としての形

態が生まれてくる。そのことが物すごく重要なんだろうというふうに思っております。

そういう状況のときに、ここへ参画をしていく試験研究機関についてお尋ねをしたいなというふうに思うわけです。このフードイノベーションを進めていく上で、種になる部分というのが非常に重要になってくるだろうというふうに思います。それは農業者の方のアイデアもあるだろうし、企業の方のアイデアもあるかと思いますが、ここへ研究機関がどうかかわっていくのか、どうかかわっていただけるのか、それに向けてどんな研究をされているのかということですが、我々、農業者の世界には苗半作という言葉がございまして、スタートのところが重要なんだよ。ここを外すと、結果もよくないし、ここをきちっとやればいい結果が出てくるんだよという言葉がございまして、先ほど申し上げたように、そういう意味で、1次産業の研究機関が、いわゆる他を圧するようなすぐれた商品、サービスに育っていくような種、根元、苗、この研究成果を生み出していただきたいなという思いがございまして。

ここがやはり大きな問題になっていくだろうと、重要なかぎになっていくんだろうというふうに思います。そういう観点から、みえフードイノベーションをはじめ、もうかる農林水産業の実現につながっていくような農林水産部が所管している研究所で、どのような研究がなされ、どのような開発がなされ、そして、今後どんなふうに取り組まれようとしているのか、お尋ねをいたします。よろしく願いをいたします。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） それでは、もうかる農林水産業の実現に向けて、研究所でどのような研究開発に取り組んでいくのかという点についてお答えさせていただきます。

もうかる農林水産業を実現するためには、安定生産、低コスト化の取組に加えまして、消費者のニーズに対応した売れる新商品を着実に提供することが必要であると考えております。このため、農業、畜産、林業、水産の各研

究所におきまして、生産性や品質向上等に加え、食の魅力を生かす素材の開発に取り組むとともに、研究所の持ちます研究シーズを活用して、新しい商品開発につながる技術的支援に取り組んでおります。

具体的には、各研究所では、例えば、地元産の飼料米をえさとししました地鶏、みえ特産鶏の商品開発、また、アラゲキクラゲや大型のヒラタケなどのキノコの栽培、また、高品質の白色の真珠や温暖化に対応した黒ノリの生産技術の開発、ハーブを飼料に加えた養殖マダイの商品化などの研究開発に取り組んでいるところでございます。

さらに、今年度からは、新たに、植物工場を活用しまして、外食事業者からの細かなニーズを聞き取りしまして、それに対応できる農産物の生産技術の開発、また、伊勢茶による濃厚カテキン茶等の機能性商品の開発、これは、工業研究所とか、三重大学とか、一緒になって取り組んでいきたいと思っております。また、肉厚で品質の高い三重アサリの生産技術の開発や商品化に取り組んでいるところでございます。これらの研究成果を生産者に移転いたしまして、新たな商品開発を進めます、みえフードイノベーションの取組に発展させて、もうかる農林水産業の実現につなげていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） 現在、研究所でどんな研究をさせていただいておるかというお話をいただきました。地鶏であるとか、あるいはキノコ類のお話をいただきました。それから、高品質の白色真珠、マダイにハーブ、これは私も初めてお聞きしました。それから、植物工場で外食産業が何を要望しているのかということ聞き取りながら生産品を考えていく。お茶の機能性食品を考えていく。いろいろ研究をさせていただいておるといふふうにお聞かせいただきました。

私、今、お聞きした話の中で、各研究所がテーマ設定をどうやってしているのかなということが、内容をお聞きすればある程度わかるのかなというこ

とを期待してお聞かせいただきました。私は、かねがね、先ほども申し上げましたけども、食に関する革新をやっていくんだと。そのために、研究所が商品を、あるいは生産技術をというところでの入り方というのは、今までの研究所の中でずっとやられてきておったことのように思います。

これを生産して、商品といいますか、物を得るということについては、かなりの研究が進んできているんだらうというふうに思います。しかしながら、その商品をどのような形で消費現場へ持っていくのか、消費ニーズに合わせてつくっていくのか、これが大きな課題であると思いますし、ここで、多くの生産者の皆さん方を含めて課題になっているんだらうというふうに思っております。

申し上げたいのは、植物工場の中で、外食産業へ聞き取りをしたというお話、これは今まで余りやられていなかったことではないかな、こんなふうに思います。消費現場、使う現場の情報を的確につかんで、それを生産に反映していく。マーケットインという考え方だと思いますけども、この辺のところが、今、研究の内容をお聞きして、徐々に徐々に変わってきているのかなと。そういう意味では大変期待をしているわけでございます。

やはり、私、今申し上げたように、研究所が研究のための研究ではなくて、生産者、あるいは消費者にどういう形で返していけるのか、新しい商品やサービスにつながっていくのか、これは、県民、同時に、マーケットが本当に求めているのか、この辺のところのチェックといいますか、情報の収集というのが本当に大切になってきているんだらうというふうに思っております。

ともすれば、ニーズの把握という言葉の裏には、生産現場のニーズが今まで非常に重点が置かれていたような気がいたします。何よりも、私は、日ごろ、鈴木知事がおっしゃっておるように、県民に成果を届けると、こういう一つのテーマがあります。これは、一つは、生産者の、いわゆる経済発展の中で得られる成果を届ける。もう一つは、三重県民には限りませんが、消費者に喜ばれる商品を生産して供給していく。この二つの側面があるように思います。ぜひとも、この辺のところを御理解いただいて、ますます現場、特に消費現

場、使用現場の情報を集めていただくことをお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

先ほど、申し上げましたけども、大きな流れの中で、農業の基本方針があって、ことし、フードイノベーションというのが全面的に出てまいりました。要は、食を中心とした革新を行っていくんだということだろうというふうに思います。これを支えていく上で、じゃ、それを支えていく人間の育成をどうやってしていくんだ、これが大きな問題になろうというふうに思っております。

私ども、新政みえの有志で、3月の終わりでございましたけども、オーストラリアに行つてまいりました。ちょうどクイーンズランド州の州議会の選挙があるということでございますので、その辺のところも見たいということでこの時期に行ったわけでございますけども、このクイーンズランド州にスタンソープという地域がございます、ちょっと高台でございまして、海拔800メートル以上のところだということなのでございますが、オーストラリアのワインをつくっているところでございまして、オーストラリアワインという話からすると、ちょっと後発の地域でございまして、この地域で州政府がどんな農業政策をやっておるか。

要は、ブドウをつくってワインにして、それを直接消費者の皆さんに来ていただいて自分の家で売る、飲ませる。それを集めてくるような旅行会社とタイアップしながらやっておるんですが、いわゆる6次産業化を地で行っている、そんな地域でございまして、その地域で、じゃ、人材育成をどうやっているんだということで訪問したところが、南クイーンズランド大学の単科の部分を持ってきているんだらうなというふうに思いますが、クイーンズランド・カレッジ・オブ・ワイン・ツーリズムという、いわゆるカレッジがありまして、ここの責任者でありますジョン・ネビルさんという方が、私どもに対してどんなことをやっているかということをお説明いただいたんですけども、この学校で何をやっておるかといいますと、当然、ブドウの栽培技術ですね。土をどうするんやとか、肥料をどうするんやとか、剪定をどうする

んやとか、糖度を上げるためにはどうするんやというようなことをまず教えます。

次に、できたブドウを加工する。ワインに醸造するということですね。醸造する、そのやり方、これを教えます。その次に、でき上がったブドウを分析する施設を持っています。これは、大学だけではなしに、民間企業と連携しながら分析する設備を持っておりまして、これは、その地域でつくられたワインの分析をいつでも受けるということでもございました。ちゃんとできているかというチェックができるということでもございます。

でき上がったそのワインを売るために、ソムリエ、これを育てているんですね。でき上がったワインを売るために、うんちくを述べるソムリエを育成し、同時に、それを飲ませるレストランの経営のためにシェフも養成するんです。きわめつけは、この地域、大体200軒ぐらいブドウ農家があるんですが、ここへお客さんに来てもらう、そのための教育もやるんです。どんなふうに人を集めて、何をアピールしてここへ来てもらうかというような、そういう教育をするんですね。

要は、それぞれのコースを用意して、この地域におけるこの大学が、一体何を社会の中から求められているのかということに対してきっちりこたえておるんですね。これには、私も大変感心をして、こういう教育機関というのはやっぱり考えていかないとだめなんだろうなど、こんなふうに思ったわけでもございます。

その辺のところを見てきて、三重県の中にもすぐれた農業経営者を育成していくんだ、養成していくんだということで、農業大学校というのをつくっていただいております。これは水産のほうにもあるのかなというふうに思いますが、農業大学校があって、現在何人ぐらいおるんですかという話をお聞きしたら、1年で卒業するのと、2年かかるのと、2コースに分かれていますと、合わせて36名の学生が今学んでおりますと、2年生のコースの人数が、ことしはちょっと去年に比べて減っていますというお話でもございました。

私は、この農業大学校こそが、知事が言う、もうかる農業を目指して、こ

の時代のニーズにこたえて、他のいろんな大学やとかいろいろあると思うんですが、教育機関との差別化を図っていけるようなマーケティング能力であるとか、あるいは農産物の加工技術を身につけるだとか、栽培方法は当然もちろんのこと、農業経営は当然入っています。そういう上に、こういう能力をつけていくような、いわゆるフードイノベーションを底辺から支えていくような能力を持った人材教育というのを今から取り組んでいく必要があるのではないかな、こんなふうに思っております。これは一つの大学校に対する見方です。

もう1点は、鈴鹿市において、福祉事業者が農業のほうへ参入をしていただいて、障がい者雇用をして、その皆さん方と一緒に農産物を生産するという動きが出てまいっております。ところが、今、そういう横のつながりを増やそうということで話し合いの場をつくりつつあるんですが、その事業所の皆さん方のお話をお聞きすると、使いたいんです、けどちょっと不安なんです、こういう言葉があるんですね。

実際やられている方にお聞きすると、ちゃんとやれますよと。これは来た方も、やっぱり相手が植物ということで、非常に精神的にもそういういい効果がありますという話をさせていただいております。ところが、農業の技術を持つ、知識を持つ、障がい者に対応する知識を持つ、この両方を兼ね備えた、要は、企業と障がい者との間にいていただくジョブコーチというんですか、ジョブトレーナーというんですか、ちょっと表現は正確ではありませんが、こういう方が非常に必要なんだよという話をお聞きいたしております。

こういうところに対応していくようなカリキュラムといいますか、教育の内容があってもいいのではないかなと。実際、農業大学校を卒業された方が農業外に就職をするという場合が結構多いということも聞いております。そこで伺いたいんですが、農業大学校において、一つは、もうかる農業を支えるという観点から、三重県版の人材教育、フードイノベーションを支える人材育成ということで、マーケティングであるとか、介護、障がい者の支

援などを含めたカリキュラムを導入していくということについてどのようにお考えか、ちょっと御所見をお伺いしたいなど、こんなふうに思います。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） それでは、農業大学校におきますマーケティング能力向上とか、障がい者等への支援のカリキュラムの導入についてお答えさせていただきます。

農業大学校では、本県農業の中核的な担い手として、広い視野に立って判断し、行動できる経営感覚にすぐれた人材を養成するため、技術、経営に関する実践的な教育を行っております。近年、社会情勢の変化や市場の成熟化、消費者ニーズの多様化が進む中で、こうした変化を的確にとらえ、経営戦略に取り入れることができるよう、農業者の育成が重要となっております。また、障がい者の就労機関の拡大が求められる中で、農業経営体への障がい者の就労や福祉事業所の農業参加が増えていることから、障がい者の円滑な就労を支援できる環境の整備が課題となっております。

このような状況を踏まえまして、農業大学校では、本年度から、意欲ある農業者も広く対象として、マーケティングスキルを持った農業者の育成を目的とする研修プログラムの充実を図ることとしております。具体的には、消費者ニーズに合った商品づくりを目指し、経営戦略を策定する講座、フェイスブックなどのソーシャルネットワーク等を活用し、生産者の情報、商品の魅力情報の発信力を強化する講座を今年度秋に開設するため準備を進めているところでございます。

また、今年度から、農業者への障がい者就労を促進するため、農業者に対する意識啓発や支援体制の整備に取り組んでいるところでありますが、その一つとして、農業と福祉の知識をあわせ持つジョブトレーナー等の育成に向けて、農業大学校での講座開設の検討をしております。

以上でございます。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） これは、ありがとうございますということを行わんとい

かんのかなと、こんなふうに思いますが、マーケティングの講座を増やしていきますよと。内容的には研修という形になるのかなというふうに思いますが、経営講座、それから対外的な発信力、フェイスブックという言葉が出てまいりましたが、発信力を高める、発信スキルを高めるということで、対応していくという話であったかなというふうに思います。

もう1点、障がい者就労に対する支援もやっていきますよということ、そういう講座をつくれますよということでもよろしいですか。そういうカリキュラムをつくれますよということでもよろしいですか。

○農林水産部長（梶田郁郎） 今、具体的に検討を進めているところでございまして、ことしの秋ごろまでには、準備を進めて講座を開設したいというふうに思います。

以上でございます。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） ありがとうございます。

そういう障がい者の講座をやっていただけるということでございますので、ぜひやっていただきたいなと、こんなふうに思うわけでございます。

最初の、いわゆるフードイノベーションを支えていく人材育成と、こういう話の中では、内容的にもまだまだ検討の余地があるのかなというふうに思っておりますが、研究機関のほうでもちょっとお話をしようかなと思っていたんですが、この後、営業本部のことをお伺いするんですが、そのあたりとも、ぜひとも、連携をとりながら、三重県の農業大学校はこんなことをやるんだよと、こういう形でやるんだよということを対外的にお話してできるような、そのことによって優秀な人材が、大学へ行かんとそこへ行く、短大へ行かんとそこへ行くというような内容に高めていただきたいと思いますという思いを要望して、次の話に行きます。時間がなくなってまいりました、ついつい力が入ってしまいました。

次、三重県営業本部についてちょっとお伺いしたいと思います。

知事は、昨年度、新たに設置した三重県営業本部を生かして、首都圏への

営業拠点の設置に向けた取組を加速させ、県内への企業誘致だけではなく、観光県産品を含めた総合的な三重の売り込みのために情報発信を強力に推進しますという話をいただきました。

その総合的な三重の売り込みをしますという、そのお話でございますが、5月27日に、四日市でやりました「みえ産業振興戦略」検討会議を拝聴させていただきましたし、5月31日には、知事を本部長として、1回目の三重県営業本部会議が開催される、こんなふう聞いております。報道によりますと、新しく関係課長会議や市長連絡会議を設けますと。体制を強化して、首都圏、関西圏の県のゆかりの企業や県内立地企業とのネットワークを強化していく。三重のすぐれた技術や商品を選んで全国に発信していく。こんなことが報道されておりました。

先ほどお伺いいたしました農林水産業の試験研究という問題もございまして、企業が取り組む商品づくりに数多く支援をしていくというようなお話をいただいておりますので、一番重要なのは、そういう連携をした中で、商品をつくったとか、技術ができたということではなしに、やっぱりもうかって何ぼの世界だろうというふうに思いますので、そういうことから考えますと、県が市町や企業と連携をして三重を売り込む、この考え方については大変共感をするものでございまして、そういう意味で、三重県の営業本部、これを立ち上げて、新しく三重県営業本部担当課というのをつくっていただいたというふうに聞いております。

しかしながら、我々の目から見て、まだまだ具体的な取組方向だとか内容だとか、総合的に三重を売り込んでいくというのがどういうことなのか、この辺のところを知事にお伺いしたいなと思います。よろしくお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 三重県営業本部における総合的に三重を売り込むための体制や具体的な取組ということではありますが、当面の取組をまず御紹介したいと思いますが、まず、体制ですけれども、これまで、首都圏や関西圏におき

まして、不特定多数の顧客をターゲットに、食や観光などのイベントを実施し、一定の効果を上げてきましたけれども、三重の魅力、あるいはすごいものの、まだまだ定着していないのではないかと考えております。

こうしたことから、不特定多数から特定少数、それが特定多数となっていくように、まず、法人や関係機関などをターゲットに絞って強力に営業を展開し、成果を着実に上げていくためにつくった組織が三重県営業本部であります。私が本部長となりまして、関係部長とともにトップセールスを展開するとともに、営業のまさに実践部隊として、先ほど議員からも御紹介いただきましたけれども、今年度新設した三重県営業本部担当課や東京事務所に常駐させています首都圏営業推進グループが中心となって営業活動を展開しているところであります。

営業活動に当たっては、今までばらばらで行われていた県内外でのイベントやキャンペーン、これらについて、効果的で一体的な情報発信となるよう、中身や情報発信の仕方について各部局をコーディネートしていきます。また、新たな取組としまして、企業など、幅広いネットワークやチャンネルを持つ銀行、証券、商社などと三重県を応援してもらうための包括的連携協定を締結し、幅広く営業活動に生かしてまいります。さらに、地域と連携した商品等の掘り起こしやイベントのタイアップなどについて、県内の市町との連携を強化していくこととしており、それらを通じて総合的な営業活動を進めてまいります。

もう少し詳しく当面の営業本部の活動内容を申し上げたいと思いますが、年間の営業方針を定めまして、時期やタイミングを意識した短期の目標を数値でしっかり設定して、その進捗状況をきちんと把握しながら取り組んでいくということにしました。今まではそれらあいまいになっていましたので、単に営業と言っていただけでしたから、その営業本部会議では、毎回それらの報告を求めることとしました。

各部局共通的な当面の営業活動として、以下、三つの例を申し上げます。まず、一つ目は、ものづくりや観光、百貨店、スーパー等の流通、銀行、

証券等の金融関係の事業者や大使館など、関係各課が従来からかかわりのある営業先リストをきっちりとデータベース化し、ターゲットを明確にして営業活動を展開していく。

二つ目、首都圏や関西圏等において、今まで、協力していただける方として、三重県出身の企業トップの方ばかりだったんですけども、そうじゃなくて、もちろんその方々の力もかりるんですが、三重県ゆかりの企業や県内に立地している企業で、本県に在勤経験がある、現役で、まだその会社とかに勤務しておられる、まさに動いてくれる若い世代の経済人との交流会、仮称で三重県経済人交流会の創設と言っていますが、を創設するということ。情報に関する感度が高く、発信力を有する人々をターゲットにした、丸の内朝大学の仕組みを新たに首都圏の他地域や関西圏に拡大していくなど、三重に愛着を持つ少数精鋭のコアな三重ファンの囲い込みを図ります。

三つ目は、県人会や同窓会などを含め、三重に愛着と誇りを持って応援していただく方々を対象とした三重の応援団（仮称）を結成するとともに、三重の魅力の情報発信や営業活動に御協力をいただく三重の応援店舗（仮称）を拡大していくなど、とにかく情報発信を、点ではなくて面で行えるためのベースとなる新しいネットワークの構築に向けて取り組んでいきます。

これは、そういうネットワークづくりからというと、時間がかかるやないかというように思うかもしれませんが、急がば回れでありまして、まずこういうベースとなるネットワークをきっちりつくるのが先決で、そうじゃないと、いつまでたっても砂漠に水をまくような営業しかできなくて、こういうネットワークがきっちりできれば、情報をぱっと投げれば、そのネットワークでがっとう広がるという、そういう効果があると思いますので、まず当面は、この情報発信のベースとなるネットワークづくりをしっかりとやっていくということと、あわせて、私自らも率先して、今まで以上に強力にトップセールスを行い、ことしは、トップセールス強化期間なども設定してトップセールスの展開をやっていきたいと考えております。

以上です。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） ありがとうございます。

新しいことがいっぱい出てきて、これはどうしようというような状況でございますが、本当に、戦略会議もそうでしたし、今の知事さんの答弁の中で、本気になって三重県を売っていくんやというのがよくわかりました。この具体的なベースになるネットワークをつくっていくんだと、そこから広げていくんだと。これは、先回の戦略会議の中でもそういうお話をいただいております。なるほどなというふうに思っていて、具体的にこのような形でやれるということでございますので、これは計画でございますので、注意深く見守らせていただきたいなと、こんなふうに思います。

時間がございませんので、済みません、文部省が新しく日本語教育を正式にやるという新聞記事を拝見いたしまして、三重県のほうへいろんな調査もあろうかなというふうにあります、その辺のところをお聞きしようと思ったんですが、時間がございませんので、多文化共生という大きな課題の中で、ぜひとも、日本語教育というのを前向きに、三重県は非常に力を入れていただいておりますというのにはよくわかっておりますが、この辺のところを、ぜひとも現状分析も含めて前向きに進めていただけるようお願いをしたいということで、次の最後の総合周産期センターの整備についてちょっとお伺いをいたします。

平成22年に一般質問をさせていただきました。北勢地域に総合周産期母子医療センターの整備が必要だというお話をさせていただきました。その回答につきまして、大学や産婦人科医と連携をして、周産期医療体制の充実を目指しますという話、お答えがございました。平成23年3月の三重県周産期医療体制整備計画に、総合周産期母子医療センターを整備し、周産期医療の機能強化を図るために市立四日市病院を総合周産期母子センターに指定しますという記述をいただきました。

ところが、北勢には、北勢医療圏ですけれども、四日市市民病院と同じ地域周産期母子医療センターであります県立総合医療センターがございまして、

周産期医療を確実にフォローしていくということについて、医師不足という大きな問題がございますけども、その問題を解決していく一つの方向性として、お互いの病院が機能を確保しながら、同時に充実を図っていく、そういう意味も含めて、密接な協力関係というのが必要なのではないかというふうに思うわけでございます。その方向性について、当局のお考えをお伺いしたいと思います。

〔細野 浩健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 北勢地域の周産期医療の病院の連携のような形の御答弁をさせていただきます。

周産期医療体制につきまして、例えば、多胎妊娠とか、重症の妊娠高血圧症候群などのハイリスクの妊娠、出産時には、多くの産婦人科医がチームを組んで対応することとなりますが、県内における産婦人科医師の不足を背景に、一つの病院でこうした場合に必要となる医師の確保が困難となっております。この課題の解決に向けまして、三重大学医学部産婦人科学教室の提案も受けまして、県も協力する中で、市立四日市病院と県立総合医療センターの間で、産婦人科医師を相互に応援派遣できるようにするための協議が進められてきたところでございます。

その結果、本年、この6月1日付で、両病院の間で産婦人科医師の相互派遣に関する協定書というものが結ばれたところでございます。このことによりまして、多数の産婦人科医師が一時的に必要となる際の応援体制が整備されまして、今後、両病院の周産期医療体制の充実につながるものというふうに考えております。

また、さらに、両病院の医師が交流することで、互いの持つすぐれた技術などを相互に学ぶことも可能となりまして、北勢地域における周産期医療を担う産婦人科医師の専門性の向上にもつながるものというふうに期待をいたしております。

以上でございます。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） 県立病院、総合医療センターと市立病院、県と市という行政体制の違うところが病院を経営しておると。それぞれの病院が、今のお話ですと、相互交流をしていくための協定を結んでいただいたということでございます。私も以前から、そういう体制をとっていかないと、医師不足の問題、北勢地域というのは三重県全体の半分以上の子どもさんが生まれる地域でございますので、開業医の皆さん方は、先ほどもお聞きした異常分娩に対応するには、そういう体制、バックアップがないと大変なことなんだというお話を聞いておりますので、今のお話をお聞きして、その体制をとっていただいて進めていただきたいなというふうに思います。

ただ、協定書はできましたけども、現実の問題は人と人とのつながりでございますので、慎重に、なおかつきめ細やかに進めていっていただきたいなというふうに思います。本当に医師不足の問題を解決していく方法として、近くの病院同士で提携をしていくというこの方法も一つあるのかなと、こんなふうに思わせていただきました。

時間が足らずに大変申しわけない部分もございましたですけども、以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

○議長（山本教和） 21番 小林正人議員。

〔21番 小林正人議員登壇・拍手〕

○21番（小林正人） 皆さん、改めましてこんにちは。自民みらい、鈴鹿市選出、この上なく動物愛護を推進し、県内における小動物の殺処分ゼロを目標としております、県議会議員小林正人でございます。

私のほうからも、知事のお子さんの命名、結大君ですか、おめでとうございます。新聞の記事でちょっと目にしたんですが、家事にこれからは取り組んでいきたいというようなことが書いてありましたけれども、知事の洗濯をしておる姿や、そういう姿を一遍見てみたいなという思いがいたします。

それとあと、健康にはくれぐれも気をつけてやっていただきたいなと、このように思います。といいますのも、実は、私も、先週の金曜日ぐらいから、家族、最初は一番下の子がマイコプラズマ肺炎というのにかかりまして、そ

れから真ん中の子がかかって、そして上の子がかかって、家内がかかって、最後に私に回ってきましたので、今日は、この鼻声でちょっと聞き取りづらい面もあるかと思いますが、ひとつよろしく願います。

それでは、通告に基づきまして質問に入らせていただきたいと思います。

まず、農業問題でございますが、先ほど、藤田議員のほうからもいろいろ質問をされておられました。さすがは農業に従事された専門家、プロフェッショナルだなというような感じがいたしたところでございます。私は、そのような農業に従事したこともございませぬし、素人という観点から、いろいろ県の農業政策についてお聞きしたいなど、このように思いますので、よろしく願います。

まず、今のこの日本の経済の事情でございますけれども、御存じのとおり、地方を含めた債務総額は1000兆円を超えるという大変な状態にあります。そのような中で、現政権与党は、平成23年度ですが、予算編成において、国民からの税収を上回る国債を2回も発行しているという現状。それでも日本がギリシャのようにならないのは、日銀が過剰に政府に対応しているからであり、このままでは後世につけを残すどころか、近い将来、破綻してしまうおそれがあるのではという懸念を個人的には感じます。

経済を上昇、安定させるには、イコール雇用を創出、増やさなければなりません。この三重県では、製造業を中心にいろいろな業種がございまして、私個人といたしましては、これからは農業と観光、ここに主点を置かなければならないと思っております。とりわけ今回は農業の質問をさせていただきますが、今の全国GDPに占める農業の割合は約1.5%と、現状、かなり減少傾向にあるものの、逆に、やり方次第では伸びしろはあり、農業において十分雇用や生産高を増やし、経済成長に貢献できるのではと考えます。

まず、日本の農業の現状でございますけれども、2010年度末の数値で、食料自給率、カロリーベースは39%であり、約260万人の農家、全人口の3%にも満たない方々が日本の食料の大半を支えていただいております。また、年間1人当たりの平均米消費量は59.5キログラムとやや増加傾向にあります。

また、農業従事者の平均年齢は約65.8歳、35歳未満は5%と、農業人口不足や後継者不足という問題があります。

さらには、日本の農家に占める専業農家は22.6%ですが、そのうち、世帯の中に65歳未満の男子のいる専業農家は、日本の全農家の9.5%しかなく、残りの61.7%は世帯主がサラリーマンの兼業農家であります。ここ数年で、専業から兼業への移行が30%を超えるという状況。このことは、農業専業ではとても生活していけないということの裏返しであると思います。

また、昨今、非常に目につく耕作放棄地が広がり、総面積は埼玉県と同じ面積であります。さらに、一昨日の館議員の御紹介にもありました、農家1戸当たりの農地面積は約EUの9分の1、アメリカの99分の1、オーストラリアの1862分の1と、耕作面積は極端に狭く、このような現状や問題が生産性を引き下げていると言えます。

このようなことが実際の背景ではございますが、さきにも話をいたしました、やり方次第では、私は必ず伸びしろがあると思っております。そこで、まず、本県における農業の今後、県経済向上においての可能性と必要性について知事はどのように思われているのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 農業の県経済の活力向上に貢献する可能性とその必要性ということであります。

農業は、安全で安心な農産物を安定的に供給する食料供給産業であり、また、農産物の流通販売などの関連産業や良好な農村景観の形成等による集客交流産業を下支えするなど、地域の経済に貢献し、就業の場を担う大切な産業であります。さらに、農地や農産物などの地域資源を効果的に活用し、農業生産の集約化や素材生産からの脱皮などを図ることによって発展する可能性も備えており、県経済の活力向上に貢献していくためには、こうした農業の可能性を引き出していくことが必要だと考えております。

こうした考え方のもとで農業振興に取り組んできており、最近では、大規

模な農業経営や農業生産法人などの企業的な経営が育つとともに、農産物直売所などを通じて、直売に取り組む農業者が増加するなど、地域に新たな活力が生まれてきています。また、食品産業事業者等と連携した新商品の開発、地域の自然や文化を生かした集客ビジネス、加工や販売に一体的に取り組む6次産業化など、新たな価値を創出する取組も育ちつつあります。このような新たな農業・農村の活動をみえフードイノベーション・プロジェクトなどで積極的に支援し、伸ばしていくことで、農業の成長産業化を図り、県経済の活力向上に一層貢献できるもうかる農業の実現につなげていきます。

みえフードイノベーションの一つの特徴というのは、今まで、農業とか食品産業に関係してこなかったものづくり企業とか、いろんな業種の人たちとか、あるいは研究者とかを巻き込んで具体的に商品開発をやってみせていこうというもので、まさに議員の御指摘のとおり、農業や漁業の可能性を引き出すというのが一番の、今までやってこなかった人たちを巻き込んで、関係なかった人を巻き込んで実際に可能性を引き出すということに特徴があります。そういうような特徴を生かしながら、いずれにしても、議員御指摘の趣旨でしっかり活動できるように取り組んでまいりたいと思います。

〔21番 小林正人議員登壇〕

○21番（小林正人） ありがとうございます。私も、まさに知事と同感でございまして、これからの農業においては、新たな価値を創出していただいて、可能性というものを無限に広げていただきたいなど。それがまた就労にもつながると思いますし、そういった取組にも期待するところであります。

しかしながら、最近、学校、特に高校をよく回っておりますと、就職の話になるんですね。そのときに、内定率はどうですかということをお聞きしますと、数値があらわすように、余り芳しくないんです。特に1次産業というのは、昔3Kと言われた製造業と同じように希望者が少ないと聞いております。収入、安定という面もさることながら、やはり最近の若い方といいますか、華やかさ、あるいはやりがいがないというような声もお聞きするところではあります。

ハローワークにおいても、農業においては他の業種より求人は少ないですし、また、マッチングのほうもなかなかうまくいっていないように思います。そういった面に対して、県のアプローチの仕方、今回、緊急雇用創出事業で6月補正分で、各部局別の新規雇用人数を見ましても、農林水産部は一番多くて77人と、いろいろ取り組んでいただいておりますけれども、もう一工夫していただけると、担い手や後継者不足も解消され、就労率も上がり、経済にも貢献できると思います。農業所得だけに依存しても大丈夫だという施策、制度の、先ほど知事が言われたような制度、さらなる充実、引き続きの取組、成果を期待いたします。

次に、企業の農業ビジネスへの参入についてお聞きしたいと思います。

ここ数年、農業に参入する法人企業は、毎年十数%ずつ増加をしております。業務形態別の割合を見ますと、食品関連産業が最も多く、全体の22%を占め、小売業、福祉関連や化学メーカー、鉄道会社と多様な業種が参入しております。

このような背景の中、とある幾つかの県では、製造業などの企業誘致の手法を農業の分野にも導入して、経営力や資金力にすぐれた企業の農業参入を積極的に推進していると聞きます。企業から相談があれば、すぐに対応できるよう、あらかじめ全県的に耕作放棄地や遊休農地の状況を調査しておくといった事前準備や、農業従事者の確保等、人的なサポートにとどまらず、地域の遊休施設を農業に再利用する際の改修費やトラクター、運搬器具の整備等、助成をしているそうです。また、地域特産物の生産振興を目的に、あるいは、参入企業が農産物をすぐに栽培できるような状態を提供することを基本に特区を開設し、圃場整備、省力化施設の補助、販路の確保等の仕組みを提供したような県もあります。鹿児島県のことでございますけれども、本県においては、このような企業の農業への参入、あるいは特区の開設等、どのように取り組んでおられるのか、考えておられるのか、お聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） それでは、企業の農業参入への取組についてお答えさせていただきます。

農業者の高齢化や後継者不足が深刻化する中で、これまでの新規就農者の確保に加え、企業などの新規参入を促進していくことが重要であるというふうに考えております。企業には、資本力や多様な人材に加え、例えば、建設業では重機作業の操作力や工程の管理能力、食品関係企業では農産物の販売力などの強みを有することから、その強みを生かした農業ビジネスへの参入には、農業の活性化や雇用の拡大などが期待されているところでございます。

本県では、各農業改良普及センターにおきまして担当者を配置するとともに、農林水産支援センターには相談窓口を設置して、企業のニーズに合わせた支援に取り組んでいるところでございまして、平成23年度までに25社が参入し、現在のところ3社程度の参入が計画されているところでございます。

企業が新規に参入するに当たりましては、農業生産技術が不足していることや、まとまった農地が確保しにくいなどの課題がございます。また、企業が地域に定着して農業を行っていくためには、地元の理解と協力が重要となっております。このため、市町や農協など関係機関と連携しながら、農業生産技術の習得、参入農地の選定、あっせんなど、企業が地域と調和した農業に取り組めるよう、企業ごとの課題を踏まえた支援に取り組んでいるところでございます。

なお、特区につきましては、平成21年度に農地法が一部改正されておまして、企業の参入が三重県では進んできているという状況でございますので、今後、参入企業のニーズを把握しながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

〔21番 小林正人議員登壇〕

○21番（小林正人） ありがとうございます。

大変前向きに取り組んでいただいておりますのかなというような感じがいたします。しかしながら、25社が参入していただいておりますが、今現在3社だけ継続されておるといふようなところで、もうちょっと続けておられるところもあるの

かなというふうに思っておったんですけれども、ちょっと誤算だったかというふうに思っております。

本当に、企業の農業への参入は、ある意味、参入企業にとっても、他業種への転換ということから、利になる部分も当然あると思いますし、農業振興といった点からすれば、全く異業種なら、殊さら経営戦略の違いや企業間の風土や文化の違い等から期待できるものがあると私は思っております。

しかし、このようなことは、先ほど部長のほうからも答弁いただきましたけれども、地域や県、あるいは行政側の企業に対するきめ細やかな配慮や、例えば、初期投資を少しでも抑えられるといった助成制度が必要であると考えますので、こちらのほうも引き続き取り組んでいただきますようよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、三つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

先日、館議員のほうからも質問がございました。集約、大規模化ということについてお聞きしたいと思います。

日本のこれからの農業は、国際競争力のある強い農業を育成していかなければならないと考えます。このことは、本県でも同じであります。今さらながらですが、農林水産省統計によれば、農業総算出額は8兆491億円であり、主要部門別に構成割合を見ると、畜産計は2兆5096億円で全体の31.2%を占めており、次いで、野菜が2兆331億円で同25.3%、米が1兆7950億円で同22.3%を占めております。また、耕地面積は、アメリカの200ヘクタールに比べ、日本の平均農家規模は1.2ヘクタールにとどまり、主要先進国の中では最低の食料自給率となっております。

このことは、さきにも話しました後継者不足や耕作放棄地の増加、農家人口の減少、日本人の米、日本食離れ、グローバル化に伴う輸入農産物の増加による競争力低下といった深刻な現状、日本農業の衰退につながると考えます。

さらに、農家に対する戸別所得補償などに見られる農家に対する様々な補助金が、収益性の上まらない小規模農家の離農を妨げ、農業の集約、大規模

化をおくらせました。このような背景から、今後は、集約、大規模化ということが強い農家をつくる大前提だと思いますが、県のお考えなり、対策をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） それでは、農地集積の取組についてお答えさせていただきます。

将来にわたって農業の持続性を確保し、競争力のある産業としていくためには、意欲と経営感覚にあふれる担い手農家への農地集積を促していくことが重要であると考えております。今後、加速的に担い手への農家集積を進めていくためには、地域の担い手となる農業者の明確化、担い手への農地集積の手法、担い手とそれ以外の農業者の役割分担や連携を含めた地域農業のあり方などについて地域の合意形成を図っていくことが重要であると考えております。

このため、市町、農協等と連携して、集落等が主体的に土地利用調整を行い、担い手に農地、農作業の集積を図る三重県型集落営農の推進、また、国の新たな対策で、農地集積や地域農業のあり方などを定める人・農地プランの策定支援、また、農地の出し手を支援する農地集積協力金や担い手の規模拡大を支援します農業者戸別所得補償制度の規模拡大加算などの支援制度の積極的な活用などを行いまして、農地の集約化、担い手の規模拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔21番 小林正人議員登壇〕

○21番（小林正人） ありがとうございます。

いろいろお答えをいただきました。まさに今やらなくていけないことは、小規模農家、これを集約して大規模な農家に、そうするためにも、先ほど部長の答弁にもありました、行政も関与して、法人化、企業化していくべきだと個人的には私も考えるところでございます。これまでは、例えば、高関税で輸入米の参入を抑える、販売価格が生産費を下回っている作物を対象

にその差額を交付する、いわゆる農業の戸別所得補償制度でございますけれども、この制度が小規模な兼業農家を保護してきました。

しかし、逆に、そのことが専業農家の意欲をそぎ、日本農家の衰退を招いた元凶になったとも私は思っておりますのでございます。今後、TPPの問題もございまして、そのことも含め、参加の是非はわかりませんが、国際競争力のある強い農家を育成していかなくてはいけないことは確かでございますので、引き続きこの問題にも真剣に取り組んでいただきたいと思います、このように思います。

四つ目でございますが、バイオマス資源の利用についてでございます。

バイオマスのエネルギー利用は、単に石油燃料枯渇対策としての代替エネルギーにとどまらず、バイオマスの有しているライフサイクルの中では、大気中のCO₂を増加させないというカーボンニュートラルと呼ばれる特性により、温暖化を引き起こす温室効果ガスの一つであるCO₂の排出削減に大きく貢献できるとして注目を浴びていることは御存じのことと思います。

現在、エネルギーとして利用されているバイオマスエネルギーは、一般産業廃棄物の焼却によるエネルギーであり、製紙業等の過程で排出されるチップ廃材や、あるいは農林、畜産の過程で排出されるもみ殻、ふん尿等、また、一般廃棄物のごみや廃食油等を燃焼させることによって得られる電力、熱を利用するものが主流になっております。

一方で、植物栽培物系バイオマスは、サトウキビ、菜種等の植物を燃料用アルコール等に転換して利用するもので、エネルギー利用目的の作物栽培は、食料や溶剤等、原料の生産と土地利用の競合問題や既存の燃料と比較して高コストであるという経済性から、現時点では実用段階に至っておらず、低コスト化を目指した開発段階にあります。我が県におきましても、三重県バイオマスエネルギー利用ビジョンを策定され、積極的に取り組まれておられるようですが、さきに話しました資源作物、植物栽培系のバイオマスエネルギーに関する多くの課題、問題に対して、どのように考え、取り組んでいかれるのか、お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） それでは、農産物系のバイオマス資源の利用に向けた農業研究所の取組についてお答えさせていただきます。

バイオマス利活用は、地球温暖化の防止や循環型社会の形成、さらには新たな産業の発展や農山漁村の資源活用による活性化の観点から重要な取組でございます。こうしたことから、国では、バイオマス・ニッポン総合戦略、これに基づきまして、農作物をエネルギーをはじめ、堆肥や飼料などとして利活用を図る技術開発を進めているところでございます。

例えば、エネルギー関連では、サトウキビや米を活用した燃料アルコールについての実証実験が民間と連携して進められていますが、原料コストや効率性など、解決すべき課題が多くあります。本県では、バイオマスのアルコール化などのエネルギー化の技術は行っておりませんが、エネルギー化を含め、多様な需要に対応できる多習性の稲や麦の品種試験や栽培技術の開発、また、畜産業から排出される堆肥の円滑な流通システムを支えるそのシステムの開発、運用、食品関連産業から排出される生ごみの高度処理によります園芸用土の商品化などを行うとともに、バイオマス関連技術の情報収集に取り組んでいるところでございます。

こうした研究や情報を生かして、エネルギー化など、農産物のバイオマス利活用に挑戦する地域やグループなどと連携する中で、有効な作物や品種の選定、多収化に向けた栽培方法など、技術面でのサポートに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔21番 小林正人議員登壇〕

○21番（小林正人） ありがとうございます。

いろいろ取り組んでいただいておりますが、なかなか課題も多くて、やはり低コスト化というのが一番のネックになってくるのではなかろうかなと思っております。ただ、こういった課題、問題が解決されれば、資源作物系のバイオマス生産を担う農業分野の役割は大変大きくなってまいりますし、

また、そのことによって、今後の農業に対する期待も高まってくると思っております。また、耕作放棄地や遊休地等の有効利用にもつながると思われ、農家における、先ほど部長がおっしゃられました生産物の多種多様化、また、就業という点からも魅力が広がり、農業従事人口の増にもつながるのではと考えますので、今後ともぜひ、この研究に力を入れていただきたいと思っております。

それでは、農業の最後に入りたいと思っております。もうかる農林水産業の実現に向けてでございます。

いろいろ農業についてお聞きしてまいりました。やはり、最終的には、利益を上げないことには、どんな施策を打っていただいても、結果は無策であったということになりかねません。このことに関しては、農業の6次産業化ということが必須であると私は考えておりますし、6次産業化のことを今さらながら説明させていただきますと、農業を単に作物生産に限定するのではなく、環境、観光、福祉、健康など、広く複合的な視点からとらえることで、加工2次産業や販売3次産業までを手がけて付加価値を高めようとするものであり、これらを農業、農村で農家自身が行うことでもあります。県もこのことに関してはいろんな取組をしていただいておりますが、先ほど、藤田議員のほうからも御質問があった回答と同じような回答になるかと思っておりますけれども、私自身、熟知したいため、もう一度回答のほう、よろしく願いいたします。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） それでは、高付加価値化のための6次産業の取組についてお答えさせていただきます。

農業の収益性を高め、産業としての農業を維持発展させていくためには、生産に加え、農業者が自ら加工、販売などに取り組み、付加価値を生み出す、いわゆる6次産業化が重要であるというふうに考えております。こうした6次産業化の取組を進めるため、県ではこれまで、地域資源を生かし、自ら商品づくりにチャレンジする意欲的な生産者をノウハウ面で支援する三重ブラ

ンドアカデミーや商品の販路開拓のためのマッチング支援、これらに取り組んできたところでございます。

こうした取組によりまして、熊野地鶏の生産から加工、販売まで、一貫した取組によるブランドの確立、機能性にこだわった青みかんどリンクや石けんの商品化など、モデル的な取組も出てきているところでございます。しかしながら、これまでの取組では、市場ニーズを踏まえた商品開発につながりにくいという面がございます。

このため、本年度より、本県の農林水産資源を活用し、生産者と食品関連事業者やものづくり企業、流通販売事業者、研究機関との連携を進めることで、売れる商品づくりにつなげるみえフードイノベーションを推進しているところでございます。具体的には、先月に、みえフードイノベーション・ネットワークを立ち上げたところでありまして、その中から、例えば、県内のユズの産地化と加工品の開発に取り組むゆずプロジェクトなどを支援しているところでございます。

今後は、6次産業化法による国の制度も活用しながら、みえフードイノベーションの取組を強化、推進することによって、6次産業化をさらに発展させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔21番 小林正人議員登壇〕

○21番（小林正人） ありがとうございます。私自身、大変熟知させていただきました。引き続きの取組に期待いたします。

最後に、この農業のまとめとして、私は、日本、三重の農業は決してその産出額から見ても弱くないと思います。確かに厳しいときではありますが、例えば、諸外国と比べても、気候条件等から一年じゅうバラエティーに富んだ農産物をつくれますし、品種改良や技術面でも決して負けていない。何より、安心・安全な農産物を提供できます。

また、話は少し変わりますが、日本の祭りの多くは、農耕儀礼であると聞きます。農業を衰退させることは、まさに日本文化の脆弱化を招くお

それもあり、よき伝統をも消滅させることにつながると思います。そのようなことのないよう、農業振興に向け、今後も全力で取り組んでいただきたいと思います。

それでは、続きまして、私学振興についての質問をさせていただきたいと思えます。

この問題に関しましては、前回、予算総括のときにもお伺いをいたしました。が、少々時間が足りなかったこともあり、今回は、この問題の中でも重要な部分だけを取り出し、お聞きしたいと思います。そもそも教育というのは、受けられる側において、その生い立ちや家庭、周りの環境に関係なく平等に受けられなくてはならないというのが私の基本的な考え方であり、公立であっても私立であっても、受ける側の経済的理由から仕方なく片方を選ぶといったことは、できる限りなくさなくてはならない最大の課題であると思っております。

このことについては、前回、私学への補助の増額といった問題で、我が県は、私立高等学校等振興補助金において国負担分が増額しているにもかかわらず、県負担分は減額、金額的全国順位でいいますと第34位と非常に低位であり、増額の余地はないんですかということをお聞きいたしました。再度県のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、公私の定員の割合でございますが、全国平均は公立7に対して私立が3、本県の比率は、御存じのように、8対2であります。この問題に関して、今回、少し、今の私学の現状等を数字であらわし、改めて今後の取組についてお伺いしたいと思います。

平成13年に4071人であった私学入学者は、平成23年度には3384人となり、ここ10年間で687人減少いたしました。これ以上の減少は私学の経営を脆弱にし、教育力の低下、あるいは存続自体を難しくします。そうなれば、価値観が多様化する中、逆に、さきにも平等ということを行いました。が、選択の機会が失われてしまいます。また、結果的に、公立の割合が高くなれば県民負担も増加をいたします。例えば、公立学校において、生徒16人減少すると

教員を1人減らすことが定数上可能であると聞いております。

また、これは実際の私学現場の声であります。本来、保護者の負担をできる限り抑えて、生徒本人の希望する学校へ行っていただくことが一番学力の向上やいろいろなプラス要素につながりますが、本校を選んでいただいても、今の現状では、不本意ではあるが、県内で一番高い月額2万5000円の授業料をいただかなくては経営が成り立たないとのことでもあります。

このようなことから、私学経営が安定し、充実した教育活動を行うには、入学者は平成13年度当時と同様の4000人以上が望ましいと思われれます。こういったことを背景に、県として、今後、この公私8対2という現状を全国平均の7対3にまで引き上げていただけることが私は妥当であると思っておりますが、県のお考えをお聞きいたします。よろしくお願いたします。

〔竹内 望環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内 望） 私学振興の関係で二つ御質問をいただきました。1点目は私立学校への支援、それから、2点目は公私比率の観点でございます。

まず、1点目なんですけども、私立学校につきましては、建学の精神に基づきまして、多様な教育活動を展開するとともに、公教育の一翼を担っていただいております。本県の初等、中等教育において大変重要な役割を果たしていただいていると思っております。

県では、こうした重要な役割を踏まえまして、私立学校の教育条件の維持、向上、それから、在学する児童・生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減、それから、私立学校の経営の健全性を高めると、こういった観点から助成を行ってきておまして、県の財政状況を踏まえながら、引き続き私立学校への支援に取り組んでいきたいと考えております。

それから、2点目の募集定員の比率でございますけども、昭和53年度から、県内の公立高等学校における教育上の諸問題、これについての意見交換、あるいは高等学校教育の円滑な推進を目的に、三重県公立高等学校協議会が設けられております。この協議会におきましては、公私の募集定員について

も議論されておりまして、平成12年度の募集分、以前は公私の比率は、公立8、私立2の8対2と固定をされておりました。平成13年度以降分は、公私が募集定員案を持ち寄りまして協議しているという状況でございまして、平成24年度の募集定員につきましては、私学側の比率は22%というふうになっております。

今後も、この協議会の場で、県民の皆さんに御理解いただけるような合理的な募集定員案を協議していきたいというふうに考えております。なお、今後、一層の児童・生徒数の減少が見込まれることから、今後の公私間の募集定員のあり方については、教育委員会ともよく相談して対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔21番 小林正人議員登壇〕

○21番（小林正人） ありがとうございます。

一つ目に関しましては、少しでも県負担分の増額要望をさせていただきま
す。そして、定員のほうでございますけれども、愛知県でいきますと2対1、
三重県だけが私学の門が狭くなっている状況なので、何とか全国平均の7対
3になれるようにこれからも考えていただきたいなど、このように思って、
次の質問に入らせていただきたいと思います。

次に、私学に対する県の監督・指導責任についてであります。

この質問に入ります前に、この件は、学校の名誉をあえて考え、校名は出
さずにお聞きいたしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

県内に私のよく知る私学の学校法人があります。その学校は、高等学校、
中学校、短期大学、大学と、同市に同系列の法人経営で4校あります。中
でも、高校に関しましては創立50周年を迎えられ、昨今、学力の充実、向上が
著しく、県内でも有数の進学校として各地から注目を浴びておりました。そ
んな中、時期的に不当だと思われる時期に、中・高の校長解任という問題が
起こりました。卒業や受験、入学という生徒にとって大変重要な時期に、こ
の解任はおかしい、地元市議22名の復職の要望書や関係者からの非難の声も

かなり上がりました。私個人としては、私学の独自性、人事の問題にどうこう言うつもりはありませんが、少し配慮に欠けていたのかなと思います。

問題は、この件以降、この学校において次々に不可解な問題が起こり、中でも特筆すべきは、大学における基金の流用問題であります。所管は文科省ですが、この大学、あるいは短大に対し、県は設立時に約3億の補助金を出しておりますし、高校、中学に対しては、私学振興費の一部、授業料減免補助や入学金補助として、年間で約5億円を出しております。また、中高に補助をされた補助金が短大や大学の赤字運営を埋めるために流用されていたという学校内部関係者からの話も聞きます。同じ学校法人での問題でありますので、高校、中学に補助をしている件も全く関係ない話じゃないと思います。

ここで、既に報道等で御存じだと思いますが、その経緯を少し話させていただこうかなと思いましたが、時間の関係上、ちょっと割愛をさせていただきます。こういうような現状の学校に対して、我々、県議会も、特に地元の議員を中心として、学園の非を責めるというか、そういうことではなくて、説明責任を果たしていただきたいというような要望書をお持ちさせていただいたときに、一方的に拒否をされたわけなんです。この拒否をされるといことは、いわゆる何も全く問題がなかったら、拒否をする必要もないですし、改めてその説明責任を果たしていただいて当然だと思うんです。

そういったところから、この問題に関して、県も高校、中学に対して補助金、それから大学創設のときに3億円のお金を補助しているというお立場から、今後、この問題に関してどのように対応されていかれるのか、また、監査をされていると思いますけれども、現状で、会計報告書とか、例えば決算書等、適正であったかどうか、確認をされておられるのか、また、今後の指導はどのようにされるのか、お聞きしたいと思います。よろしく願います。

〔竹内 望環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内 望） 学校法人における県の指導監督というふうなことで御質問をいただきました。

まず、御指摘のありました件につきましてですけれども、同法人が運営をいたしております大学に係るものということで、その所轄は文部科学省ということになっておりまして、そちらのほうから、今回の事案につきまして指導を受けて改善をされているというふうに聞いておるところでございます。

県といたしましては、今回のことにつきまして、同法人から状況報告を受けるとともに、同法人に対しまして、関係する皆さんに丁寧に御説明していただく必要があるということで、適切に対応していただくように助言をさせていただいております。

また、同法人から、そういった状況報告を受ける中で、今回の問題は、県が所轄し、振興補助金等を交付しております同法人の高等学校、中学校の適正な運営に直接的な影響はなく、特段の問題はないというふうに考えておるところでございます。

なお、私立学校振興助成法、それから三重県補助金交付規則に基づきます立入検査につきましては、通常、秋に実施しておりまして、同法人についても同様に検査を行い、その中で、今回の点も含めまして適正な学校運営が行われているか確認を行い、対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

[21番 小林正人議員登壇]

○21番（小林正人） 御答弁ありがとうございました。

今後、そのような監査においても、通常、学校法人は秋、1回ですか、1年間に1回ですか。2年に1回というふうに聞いているんですけども。

○環境生活部長（竹内 望） 通常、2種類ございまして、1種類は、いわゆる法に基づく立入検査ということで2年に1回やらせていただいています。毎年は、それとは違う形なんですけれども、学校にお邪魔しまして、いろんな形で課題等を承ると。課題の解決に向けていろんな形で助言をさせていただいておりますという形で2種類あるんですけども、必要があれば、法に基づく立

入検査というのは、2年にかかわらず、毎年でも、やる必要があればやっていきたいというふうに思っております。

〔21番 小林正人議員登壇〕

○21番（小林正人） ぜひ、その監査、もう一度改めてやっていただきたいと思います。といいますのは、先ほどの県の補助5億円、不適切な流用はないというふうに言われましたけれども、こういった情報を我々がもらっているのは、学校内部関係者からもらっているんですね。特に、会計に関係した方から情報をいただいて、今回、こういう質問をさせていただいているんです。ですから、黒とは言いませんけれども、かなり黒に近いグレーなんですよね。ですから、そこのところ、もう一度監査をやっていただきたいと思えますし、また、学園側からいろんな問題で県のほうに、私学の補助をとめられるんじゃないかということで、確認に二、三回来られたというふうに聞いております。そのときに、県の対応として、議員側がどういうふうな対応をとっても、それは形式だけではなくて、決してとめるようなことはないということを学園側の方は理事会や評議委員会や、あるいはPTA側に説明をされておられます。私学課長に聞いたら、そんなことは言っていないということは言われていましたけれども、そういうふうな情報も流れていつているわけで、議員が何事を言おうともというところにこだわることはないですけれども、適切な対応をとっていただきたいなというふうに思うところでございます。

本当にこの問題は、単に基金不適切流用や赤字運営補てんということだけにとどまらず、教員のやる気、それから資質の低下を招くおそれもありますし、学校内の校風が乱れるおそれもあります。現に、私のところにも、中・高の保護者の方から、いじめの問題や、昨今の学力低下の問題の連絡も多々いただいております。こういった状態にある学校では、まさに、先ほど部長も言われました、公教育の一翼を担う私学という本来の教育目的から大きく逸脱しているとしか、私らにとってはそのようにしか思えないんですね。ですから、場合によっては、もう一度、いろいろ確認をしていただいて、この問題がはつきりするまで、例えば、私学振

興補助金の予算執行を保留していただくとか、特別監査に入っていただくとか、先ほども申しましたけれども、そういう対応をしていただければなんと、このように思うところでございます。

最後に、この大学、それから短大、高校、中学、いろいろもっと話をさせていただこうと思いましたが、何もそこを責めてどうこうするというような意味合いでこの質問をしているわけではなくて、この大学をはじめ、やっぱり短大、高校、中学のこれまで築いてこられた信頼回復や大きな視点から、教育の今後の充実ということを考えて上で、県の適切なる指導というものを要望させていただいたところでございます。ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後の質問に入りたいと思ひます。防災を踏まえた危険エリアの経済的支援の考え方についてでございます。

昨年、東日本に甚大な被害を及ぼした地震、津波と、また、本県においても、大型台風の影響で、東紀州地域を中心に被害をもたらした水害は、今もまだ我々の心に残り、二度とこのようなことのないようにという思いでいっぱいあります。知事もこうした思いから、被災地の支援を積極的に行われ、また、今後起こり得る、東海・東南海・南海沖地震を想定され、何よりも率先し、県の防災計画や緊急時の対応、また、今回新しく危機管理統括官の配置など、その持てる全力を傾注されました。このことに関しては、私も県民の1人として何より感謝をするところであります。

その上で、今回、私なりに一つ提案をさせていただきたいと思ひます。今回の防災に関する県民への啓発活動とその迅速さは大変すばらしいことだと思ひますし、また、大変必要なことでもあると思ひます。しかし、そのことが意外なところでマイナス要因を生んでおります。何かと申しますと、国の中央防災会議、東海・東南海・南海沖地震のプロジェクトチームで行っていただいた津波のシミュレーションをもとに県がつくられた震災時の津波浸水予測図、また、各市町が独自に市民に配られた防災マップで

これらを見られた、特に浸水被害が甚大であると色分けされたエリアの住民、また、そのエリアに賃貸マンションや土地等を持たれる地主、今まさに住宅地として開発されているところのハウスメーカー等、購入予定のキャンセルや、安全なエリアに移住をと、マンションやコーポ、アパートから出られる方々が続出、また、土地、建物の評価は風評下落するものの、固定資産税は変わらないといったようなこと、さらには、新築された方々は、ローン返済がまだ終わらない状態であるに出られないといった問題が多々起こっております。

生命に関することですから、そんなことは言っていられないというのは十分承知をしております。そこで、例えば、浸水予測図の被害想定が大きいエリアに入る建物、土地を所有されている方々に対しては、市町の所管ですが、固定資産税の減額であるとか、県であれば、不動産売買契約の際、発生する所得税の優遇措置であったり、あるいは、その他の県に絡む税の見直し等、そのエリア内の住民に対しては、考えられる税の減免等を行うことができるのであれば、少しは経済的な援助にもなると思います。

税に関しては所管がばらばらであり、なかなか難しいとは思いますが、県、市町、一体となって、今後考えていただくような取組はできないものなのか、お聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔稲垣清文総務部長登壇〕

○総務部長（稲垣清文） 防災を踏まえましたが危険エリアでの支援についてということで、特に税の負担軽減についてでございます。

御案内のとおり、税は、所得のある方や財産を所有されている方など、負担いただく能力に応じて課税されております。税の負担軽減には、減免と納税猶予などがございますけれども、税の減免は、個々の納税者の税を負担する能力が真に薄弱であり、実情、やむを得ないと認められるものに限って行われるものでございまして、それぞれ地方税法及び県税条例などにおいて、税目ごとに規定をされておるということでございます。

例えば、事業用資産や住宅等が風水害や地震などの災害に現実に遭われ

たときに、災害との因果関係とか被災の程度によって軽減や免除が受けられるというふうなことでございまして、災害被害者や生活貧困者の救済を目的としておるということでございます。

したがいまして、減免は、個々の納税者の税を負担する能力に応じて個別に判断するというものでございまして、仮に、議員御指摘の事態に係る負担軽減の一つといたしまして、あらかじめ一定地域の支援を一律に行うということを目的として減免対応ということになれば、先ほどの税の基本的な考え方によりますと、県民の皆さんに公正公平に税を負担いただくという税の基本的な考え方からは、少し困難であるというふうに考えております。

また、課税された税の納付が困難な実情が起こりまして、事業の継続とか、生活の維持が難しくなるというような場合には、別途、納税の猶予などの制度もございまして、そういったことについても御承知おきいただければありがたいと思います。

以上でございます。

〔21番 小林正人議員登壇〕

○21番（小林正人） 御答弁ありがとうございました。

税に関しての減免は難しいと、私も承知しながらお聞きをしたところでございます。もちろん、生命ということが大前提だと思いますし、ただ、そのエリアに住んでおられる方々は、特に、鈴鹿でいいますと、1号線から海岸線に沿って人口が密集しております。そういったところに住まれておる方々、不安はもちろんのこと、建物や土地を所有されている方々にとっては、非常に経済的なダメージを受けているという話もよく聞きますし、事実、私もそうだろうと思います。恒久的でなくても、時限的に少しでも経済状況を軽減できるよう、税以外の部分で何らかの支援策を今後考えていっていただきたいということを要望させていただいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時0分開議

開

議

○副議長（舟橋裕幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○副議長（舟橋裕幸） 県政に対する質問を継続いたします。45番 中村進一議員。

〔45番 中村進一議員登壇・拍手〕

○45番（中村進一） 久しぶりの一般質問の機会をいただきました。伊勢市選出、新政みえの中村進一であります。

最近、伊勢の夜、散歩をしておりますと、どこからともなく木遣りの歌声が聞こえてまいります。また、まちによっては太鼓の音が聞こえてきたり、伊勢音頭が聞こえてきたり、これは、来年7月末から9月の初めにかけて行われますお白石持ち行事の準備ということでございます。この木遣り音頭や太鼓、伊勢音頭を歌いながら、日本一の清流から拾ってきた白石を真新しくなったヒノキの香る伊勢神宮へ奉獻する。これを各町の団がやるわけでございます。そういった流れが、今、非常に、市民の皆さん、あるいは様々な団体の皆さん一体となって行われている途中でございます。そして、この10月に御遷宮を迎えると、そういう状況になります。

木遣りは、若者が主役でございます。知事の息子さん、結大さん、おめでとうございます。伊勢にお住まいでしたら、次の御遷宮のときは二十、二十一。まさに地域のリーダーとして、そしてまた、そのお父さん方は40代、ちょうど地域を引っ張っていく、支えていく立場になります。我々のような60

代になってまいりますと、うるさいおっさんと、そういう形になるわけであり、まさに地域のコミュニティーが営まれていく、そういう今時代に入っておるわけでございます。

では、通告に従いまして質問に入ります。

まずは、御遷宮に向けた観光戦略、御遷宮後の観光戦略について質問をさせていただきます。

この課題につきましては、私、何度か、地元の議員という立場もございまして、この場で提案をさせていただきました。前知事からは、式年遷宮の好機を生かして一層の取組の強化が必要である、また、遷宮を控えた伊勢神宮が持つ発信力や集客力、これを観光誘客としてとらえていく絶好のチャンスと考えておる、そんな答弁もいただいたわけでございます。

鈴木知事の観光政策への思いも、この1年間の発言を聞かせていただきますと、それ以上に私は熱いものを感じております。昨年3月には、みえの観光振興に関する条例を制定していただきました。そして、本年3月には、平成27年までの三重県観光振興基本計画を策定し、本腰を入れて取り組む、その姿勢を示されました。策定に当たりまして、知事は、平成24年度から27年度までは、平成25年第62回式年遷宮、平成26年に紀伊山地の霊場と参道、世界遺産登録10周年を迎えるなど、全国から注目が三重県に集まる絶好のチャンスが訪れる、このビッグチャンス逃すことなく最大限に生かすことが重要と述べておられます。

いよいよ式年遷宮、しかし来年でございます。地元伊勢では、全国の注目を集めるための仕組みづくりが着々と進んでおります。この時期になっても、しかし、知事の意気込みとは若干裏腹に、県の動きはちょっと見えにくい。これからののかもわかりませんが、その点についてお伺いしたいわけがあります。

写真を用意させていただきました。（パネルを示す）これは北海道の雪まつりの会場で、地元の伊勢市、鳥羽市、志摩市の皆さん方が、来年の式年遷宮にということで、ここ数年、こちらで多くの方々にPRをしている、その

姿でございます。先ほどの申し上げました木遣り音頭というのは、こういった方々が各町におみえになりまして、若者が頑張っていたいでいる。そのときに、（パネルを示す）こういったパフォーマンス以外にも、こういった店舗を設けさせていただいて、雪まつりの期間、こうしてPRをさせていただいておる。これが一例でございます。こういった状況でございます。

私は、何度も申し上げてきましたけども、こうして地域の方々が一生懸命に、伊勢志摩へ、あるいは三重県へとお客さんが来るように頑張っておられる。その中で、三重県の魅力を知っていただく。そこから、また東紀州へ、そしてまた、三重県全体へお客さんを移動していただく。そういう滞在型の観光戦略も必要ではないかということをお願いしてまいりましたが、この遷宮の効果をどう生かした観光戦略を持っているのか、お示しいただきたいというふうに思います。

もう1点、この遷宮の話をしておりますと、いつも出てまいりますのは渋滞対策でございます。これまでも、60回の御遷宮では南勢バイパスが整備をされました。第61回の御遷宮では伊勢道路が整備をされました。多くの方々がお見えになる。今回、せっかくそうやって対応していただきましたけれども、最近、大変たくさんの観光客、あるいは参拝客がお見えになります。とにかく、お正月とか連休は大変なことになっておるわけでありまして、今までの統計からいきますと、御遷宮、御遷宮の翌年というのは、さらに多くのお客さんを迎えることとなります。20年に1度の御遷宮、全国からお見えになるお客さんに最大のおもてなしをしなければならない。また、もう一度三重県、今度は御遷宮からさらには三重県全体へ来てください、そういうことを申し上げる、そういうビッグチャンスでもあろうかというふうに思います。

そういった面で少しお話をさせていただきますと、幾つか課題がございます。一つは、伊勢二見鳥羽ライン、何度か申し上げましたけれども、今、200円をもらっているわけでありましてけれども、まさに伊勢から鳥羽、志摩へお客さんを誘導する、そのためののどぼとけにちょっと詰まった、刺さった、ちょうど200円が骨みたいな形になっておりまして、なかなかこの辺が

うまくいかない。これをどうしていくのか。そしてまた、無料化にどうしていくのか。

そしてまた、サンアリーナ、随分状況が変わってまいりました。今、サッカー場の建設の準備をしております。そして、サッカー場から、さらには既に防災拠点もできました。有力企業も随分入ってまいりました。そういった中で、このサンアリーナへのアクセスを、今、閉鎖されておるわけでありませうけれども、この辺を、インターの開放をもう少し積極的にしていただきたい。

そしてまた、陸上競技で、これから国体を迎えるに当たりまして多くの競技も出てまいります。必ず休日は、選手団と、そしてまた観光客が入りまじるといふことで、その裏に、御側橋という橋があるんですが、それは車が1台しか通れないわけでありませうが、これを広げてもらうことによって、この辺の渋滞緩和が一気に進む、そのこともございます。

そしてまた、玉城インターからおりる車と、そして伊勢西へおりる車、このインターでお見えになるお客さんを分散してはどうかということ、この宮川に第2大橋をという、そういう動きが地域にはございます。そういったハード面も含めまして、今の考え方がございましたらお示しをいただきたいというふうに思います。

以上であります。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうからは、観光基本計画における神宮式年遷宮に関連した観光戦略の部分について答弁させていただきます。

本県では、観光振興の取組を着実に進め、観光産業を本県経済を牽引する産業の一つとして大きく育てていくため、先ほど、議員からも御紹介いただきましたように、昨年度、みえの観光振興に関する条例の制定とともに、三重県観光振興基本計画を策定いたしました。これらの条例や基本計画は、遷宮に伴う観光誘客効果を継続させ、本県観光の持続的な発展を図ることをねらいとしております。

基本計画では、20年に1度の神宮式年遷宮を三重を売り出すまたとない好

機ととらえ、遷宮後を見据えながら、国内外に対する観光宣伝活動の強化など、3本の基本方針と、施策展開の柱として、式年遷宮の好機を生かした国内誘客や三重県の特性を生かした海外誘客など、5本を位置づけています。

また、施策展開の方向性としましては、国内においては式年遷宮をきっかけとして、海外においては伊勢神宮など、三重県が世界に誇る観光資源を活用して、この期間に集中的に情報発信や誘客を図り、それにより三重県観光の起爆剤としたいと考えていますので、遷宮につきましては、その施策の展開の1丁目1番地の柱として掲げたところであります。

主な施策としましては、日本の中心である首都圏における情報発信の強化、あるいは中国河南省との連携強化、日台観光サミットの誘致をはじめとするインバウンド対策、そして、今後、県民の皆さん、市町、観光事業者等と連携して、官民一体となり、三重県の本物の魅力を伝えていく三重県観光キャンペーンを展開していくこととしています。キャンペーンの内容などにつきましては、後ほど、観光国際局長のほうから答弁があるかもしれませんが、今、具体的内容を関係者の皆さんと、もう来年だぞという議員の御指摘ございますけれども、今、鋭意意見を聞かせていただいて、行政が勝手にやるんじゃなくて準備を進めているところであります。

いずれにしましても、式年遷宮をきっかけに、本県が魅力ある観光地としてさらに来訪者を魅了し続け、三重の魅力を深く理解する三重県観光の共感者を増やしていけるよう、様々な主体と連携しながら観光振興を戦略的に進めてまいります。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 遷宮に伴う渋滞対策として4点ほど御質問いただきましたので、順次答弁させていただきます。

まず、伊勢二見鳥羽ラインの無料化についてでございます。伊勢二見鳥羽ラインのうち、中央部に3.7キロ有料道路がございます、道路公社で管理運営をさせていただいております。現在、その建設事業費50億の償還に通行料金収入を充てておりまして、平成23年度末においても約34億円の未償還額

が残り、無料化にはその償還金に充てる財源を確保するなどのことが必要となっております。

無料化につきましては、平成22年6月から、国で行われました高速道路の無料化社会実験、これが平成23年6月に終了したこと、これが1点、それと、ラインの先線のほうに一般国道167号磯部バイパス、これを今年度事業着手しているというような環境変化がございます。それと、厳しい財政状況を考えると、現時点では困難な課題ではないかなというふうに考えている次第でございます。

2点目のサンアリーナ仮設インターの開放につきましては、現在、コンサート等の大規模イベント開催時、それと、正月などにおいて実施するパーク・アンド・バスライドの際に、周辺道路の渋滞対策として臨時に開放を行っております。実績としましては、23年度7回、延べ20日間、供用に上っておりますという状況でございます。現在、開放につきましては、伊勢市とともに、仮設インターに関する勉強会、いろいろどうしたらいいのかというような勉強会を重ねておりまして、利用者の運用改善ということに向けて検討を行わせていただいている状況でございます。

続きまして、県営総合競技場のそば、五十鈴川に係る御側橋の整備についてでございますが、内宮周辺の渋滞対策の一つの方法として、伊勢市や伊勢商工会議所などから御要望をいただいているところでございます。必要性とか効果の検証が一つの整理が必要じゃないかと考えているところでございます。

また、内宮周辺の渋滞対策につきましては、伊勢市が中心となって、ハード、ソフト面、両面から様々な取組が行われていることから、御側橋の整備に当たっても、まず、伊勢市において、優先順位、整備の必要性、効果について十分検討した上で、県と協議、調整をお願いしているところでございます。

なお、御側橋につきましては、昭和48年に架設した比較的新しい橋梁でございます。そういう意味で、普通車は対向できる、大型車は、先生御指摘の

ように難しいということでございまして、また歩道もないというような問題点も課題もあると認識しております。このことから、市の調整内容や三重県営総合競技場の利用状況、そういうのを踏まえまして今後も検討を進めていきたいと考えておる次第でございます。

最後に、宮川にかける新しい橋につきましては、以前より、伊勢市、玉城町及び度会町など、地元からの要望が強く、平成21年7月には、地元市町や経済団体が構成される宮川架橋建設促進協議会が設置され、橋の建設に向けた活動が行われております。協議会から要望されている橋梁の位置、川幅が300メートルを超えるということで非常に大きい橋になるということで、多額の事業費が必要になります。そういうことで、厳しい状況の中、事業化に当たっては、費用対効果、その当該地域の道路ネットワークのあり方とかそういうことについて、引き続き協議会を構成しております地元市町とも検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔45番 中村進一議員登壇〕

○45番（中村進一） 御答弁をいただきました。

知事の答弁で、御遷宮、まさに1丁目1番地ということで、そういう位置づけをしていただいたということでございます。今日申し上げたかったのは、非常に地域は頑張っております。必死でございます。その辺をしっかりとらまえていただきまして、地元と連携をとっていただいて、私、鳥羽の観光協会、あるいは伊勢の観光協会とか、コンベンションもお邪魔させていただきましたけれども、それぞれに頑張っておられますので、また、県としても取組を強めていただきたいというふうに思います。

ハード面、ゆっくりいろいろおっしゃったのを聞いておりましたが、ゼロ回答なのか、半分進んでおるのか、ちょっと意味不明ではございましたが、宮川架橋はお金がようけかかるのであるということですが、研究といいますか、一つ具体的にスタートをしていただきたいというふうに思っておりますし、インターは、今まで私が質問してきたことと環境が全く変わってしまってお

りますので、これはちょっと実践的に、既に入れるように。県としては社会実験も済んでおりますので、これは前へ進めていただきたいというふうに思っております。

御側橋の関係も、これはあそこをうまく広げたら、渋滞は一気に緩和できるわけでありまして、来年、再来年がかなり人が来るということを前提に、おもてなしという立場からぜひやっていただきたいというふうに思います。

伊勢二見鳥羽ラインにつきましては、今まで、私の質問に対して答弁は、前の知事なんかは、前の部長なんかもそうやったんですが、北勢のほうでは地元負担があつてこういうことができたんやという話がありました。もし、伊勢市、鳥羽市、そして志摩市が、伊勢二見鳥羽ラインの200円無料化に向けて、地元としても県と一緒にお金も負担しながら対応したいという、そういうことを言ったときはどうでしょうか。

○**県土整備部長（土井英尚）** 北勢ということで、富田山城有料道路だと思います。平成8年度に、地元の四日市市とか四日市港管理組合等の負担をいただいて供用を早めたという例もあります。一つの方策だと考えておまして、今後とも、そのような機運が出てきたときには議論をさせていただきたいと考えておる次第でございます。

〔45番 中村進一議員登壇〕

○**45番（中村進一）** それでは、少し、今日は盛りだくさん抱えておりますので、もう1点だけ観光関係でお話をさせていただきたい、要請をさせていただきたいというふうに思います。

（パネルを示す）これは、御遷宮の随分古い時代からの御遷宮と参拝客の外宮、内宮の表です。ずっと見ていただくとわかりますように、右肩上がりで、御遷宮に向けて、いつもずっと観光客、あるいは参拝客が増えていきます。しかし、御遷宮が終わると一気に下がってしまう。これがずっと繰り返してきた状況でございます。何とか今回は、多少の下がりには仕方ないにしても、もう少し底上げ、一定のところ安定させる、そんな御遷宮後の観光戦略が必要かというふうに思っております。そのことも、既にそういうことを

やっっていくんだという答弁をいただいておりますけれども、その点について考え方がございましたら、お聞かせをください。

〔加藤敦央雇用経済部観光・国際局長登壇〕

○雇用経済部観光・国際局長（加藤敦央） 御質問の神宮式年遷宮後の観光政策ということについてお答えをしたいと思います。

神宮式年遷宮による効果を一過性のものとせず、遷宮後も三重に多くの方々を訪れていただくためには、三重の本物の魅力を深く理解する三重ファンや繰り返し訪れるリピーターなど、三重県観光の共感者を増加させる必要があります。先ほども御所見ありましたが、昨年度策定いたしました三重県観光振興基本計画において、施策展開の五つの柱として、式年遷宮の好機を生かした国内誘客、三重県の特性を生かした海外誘客など、5本の柱を位置づけております。

こうしたことを総合的に取り組むため、先ほど、知事からもお答えがありました。平成25年4月からの3年間、県民の皆様、市町、観光事業者など、官民が一体となって三重県観光キャンペーン、仮称でございますが、展開することとしております。現在、各市町をはじめ、関係機関を訪問し、組織のあり方や事業内容等に対する御意見を伺っており、観光キャンペーンの実施に向けた準備を進めているところでございます。

事業内容としては、具体的には、例えばという話になりますが、観光宣伝活動として、フェイスブック、ツイッター等の活用、スイーツ、歴史等、テーマを絞ったガイドブックの作成など、特定少数者に対する情報発信に加え、遷宮、記紀、万葉など、共通テーマに取り組む島根県、奈良県等、他県との連携による情報発信、県ゆかりの企業等とタイアップした情報発信など、旅への期待感を醸成する予感づくりを行っていきたいと考えております。

また、誘客促進活動として、近鉄等、公共交通機関と連携した周遊性、潜在性を促進する企画、各市町をはじめとして地域イベントとの相乗効果を生む連動や遷宮、街道、食などをテーマに広域で取り組むイベントの開

催、伊勢志摩地域と県内各地域をつなぐ観光ルートの構築など、三重の魅力を体感していただく仕掛けづくりも行っていきたいと考えております。さらに、来訪者へのおもてなしの向上として、県内各地の観光協会、観光ガイド団体等との連携やおもてなしハンドブックの作成、お勧めスポットの県民からの公募など、三重の魅力を実感していただく取組も進めていきたいと、このように考えております。

こうしたキャンペーンを官民が一体となって、遷宮、遷宮後を通じて実施することで、三重の認知度を向上させ、誘客を促進させるなど、県内での周遊性、滞在性を高めるとともに、遷宮後の観光産業の活性化を目指してまいります。

以上です。

[45番 中村進一議員登壇]

○45番（中村進一） 細かく説明もしていただきました。私は、首都圏での戦略ということで、先般、竹上議員と知事とのやりとりも聞かせていただきました。その部分につきましては了とさせていただきますが、三重県がなかなか認知度がないというお話ではございましたけれども、御遷宮に限っては、結構これは入っているし、全国的にも名前も入っております。御遷宮を前面に出せば、その効果としてうまくいけるんじゃないかというふうに思っております。

知事にちょっとお伺いしておきたいんですが、先ほどの雪まつりの写真を見ていただきましたけども、実は、今、伊勢、鳥羽、志摩で、来年の雪まつり、一番メインのところは伊勢、鳥羽、志摩の、形はまだ決まっていませんけれども、風景を、雪像でやるという計画がなっております。そこで最大のパフォーマンスをやるということでございます。私は、これは、三重県として放置しておかないで、やっぱり一緒にやるのではないかと。まさに知事の観光に対する思いがあるのであれば、もし、そういう環境が整えば、知事もそこへ行っていただいてパフォーマンスをしていただくぐらいの馬力があるのかどうか、聞かせていただきます。

○知事（鈴木英敬） 札幌雪まつりは私も個人的に行ったことはありますけども、200万人近くですかね、去年も人が来られての大変情報発信力が高いイベントだと思っています。環境を整えろということでおっしゃっていただきましたけども、日程調整などもあります。可能であれば、私もともに市町の皆さんと一緒に盛り上げのお手伝いをさせていただければと思います。

〔45番 中村進一議員登壇〕

○45番（中村進一） ありがとうございます。

観光を考えるに当たりまして、私、先般、神宮司庁の広報担当の方とお話をさせてもらいました。そのときに、観光というのは、どんどんお客さんが来てもらうのはいいけれども、地元三重県として、伊勢として、そういった人たちから何とかして金をもうけてやろうとか、がめつい、そういうことはやめていただきたいと。やっぱり地域の魅力をそれなりに出してくださいと、とにかく伊勢には本物がございまして、そういったことも観光戦略の中でちょっと色を添えていただくと、本物がまた全国に発信できるのではないかと、そんなことを言っておりましたので、お伝えをさせていただいて、次の質問に移らせていただきます。

次は、小規模事業者振興条例ということで、これも、私も、質問させていただきましたし、新政みえからは、稲垣議員、そして津村議員も発言もさせていただきます。舟橋副議長も代表質問で発言をさせていただきます。

中小企業、そのうちのまさに零細、いわゆる小規模企業の皆さんが今の日本の経済を下の方で支えておられる。知事は、よく本当に戦略を打ち出すときに、みえ産業振興戦略なんかはテレビとか新聞を飾ります。海外とのとかいろいろ出てまいります。非常に派手な部分は見えるんですけども、多くのいわゆる零細企業の方々、従業員20人以下、サービス業でいきますと5人以下のそういう小さいところには余り波及しない話でございます。本当にそういったところを今支えないと、どんどんと人口も減っていく、そして地域が疲弊していく、先ほどの御遷宮の話を見せてもら

いましたけれども、地域で地域を支えている人たちがすごい勢いで減っているということを商工会の方々からも聞かせていただきました。

そういったことを考えますと、今の時期にやはりそういう小規模事業者を支えるための条例づくりを、これは日本にどこもないそうでございますので、ぜひ、三重県からそういう条例づくりをしていただくような形に持っていけないだろうか、そんな思いを持っておりますので、御所見をお伺いいたしたいというふうに思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 小規模事業者振興のための条例の件でありますけれども、先ほど御紹介いただいたみえ産業振興戦略と絡めて少し答弁させていただきたいと思います。

事業所数で県内の中小企業の約90%を占める小規模事業者は、地域の経済やコミュニティーの中核的役割を担う地域社会の主役とも言うべき大変重要な存在であると認識しております。企業規模別に、製造業、サービス業に分けた業種構成比率を見ますと、従業員数300人以上の大企業にあっては、事業所数で製造業とサービス業がほぼ半々、中小・小規模企業にあっては、製造2、サービス8の割合でありますので、中小・小規模企業では小売、飲食、宿泊等に代表されるサービス産業の占める割合が高くなっております。

また、昨年秋から、みえ産業振興戦略の検討を行っておりますけれども、職員による1052社の現場訪問からお聞きした声や有識者などとの議論を進める中で、今後は、ものづくりの強みを生かした産業政策に加え、サービス産業に関する政策にもしっかり力を入れて、ものづくりとサービス産業を産業の両輪ととらえて産業政策を展開していくことが必要であるということを改めて認識しているところであります。

そのため、本年4月の組織改正においても、全国に先駆けて雇用経済部にサービス産業振興課を新設したところであります。ちなみに、サービス産業というのが課の名前につくのは本県を含めて4府県しかありません。

中小・小規模企業において構成比率が高い小売、飲食、宿泊等のサービス産業は、地域の雇用や生活を守る存在であるとともに、広く地域の魅力を発信していくために必要不可欠な産業ですが、製造業に比べてまだまだ業務の効率化など、生産性向上の余地が大きいことも事実です。

一方で、生産性向上の余地が大きいということは成長の余力があるとも言え、今後の三重県の成長や雇用を支えていくためには、しっかりとサービス産業の振興に取り組んでいく必要があると考えております。具体的には、企業、産業団体等の産業界、行政、金融機関など、関係機関により、みえサービス産業推進協議会を設置し、関係機関それぞれの強み、役割に応じて総合的な支援を実施していくとともに、業務プロセスの改善やIT活用などによる生産性の向上、おもてなしによる顧客志向型サービスの普及に努めるなど、様々な取組を進めていきたいと考えております。

このように、サービス産業を含め、中小・小規模事業者を振興していく様々な取組については、現在、検討を進めているみえ産業振興戦略にも盛り込んでいくところであります。その中で、中小・小規模事業者に対する振興方針を盛り込むということは、先般の知事提案説明でも私のほうから申し上げたとおりでございます。

今後、中小・小規模事業者を意識して連携の糸口を模索し、これら地域に密着した事業者の持続的発展につなげてまいりたいと考えております。その際、資金や人材など、経営資源確保の支援、職員の現場訪問、現場ニーズの把握などを踏まえた、かゆいところに手が届く支援、あるいは、祭りやまちおこしなどの地域とのつながりを強める中小・小規模事業者の取組を力強く支援していくなど、アクティブカンパニーの取組を支援していくなどの視点を持って、中小・小規模事業者の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

中小企業振興条例の策定につきましては、今後、みえ産業振興戦略の最終取りまとめを行い、その方向性を踏まえた具体的な施策を展開していくとともに、引き続き、職員の企業訪問による徹底した現場ニーズの把握に

努め、戦略をフォローアップし、ローリングしていく中で、条例化も視野に入れて検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、先ほど、ものづくりのところのものを産業振興戦略でやっていくことは、小規模や零細の事業者に波及しないと議員は断言されましたけど、それは、若干認識が私は違っておまして、先ほど申し上げましたとおり、小規模零細事業者の多くがサービス産業であるという現状から、そういうものづくりなどで、人や金、物が動く中でサービス産業にも波及して、小規模事業、零細の人たちにもそういう一定の恩恵が進展するというふうに私は考えております。

〔45番 中村進一議員登壇〕

○45番（中村進一） 答弁をいただきました。

条例につきましては、今、様々な企業訪問をしていく中で、聞き取りもして、そして議論の中で条例化も視野に入れてというふうにとらまえさせていただきました。そのことにつきましては、ぜひ、積極的にしていただきたいというふうに思います。

私は届かないと申し上げましたのは、御案内のとおり、三重県というのは、伊勢湾岸沿いの10万から20万都市と、それから伊賀とか、それから奈良県との境もありますし、東紀州、また南伊勢、こういったところで、細々と本当に小さな集落の中で、頑張っておられるというよりか、限界集落を結果的に支える形でそれぞれやっている小さな小さな一般のところもたくさんございます。そういったところには、なかなか、断言ではございませんが、波及もしにくいので、そういった意味で、そのことも意識した上で条例化をすれば浸透するのではないかと、そういう思いの中で申し上げましたので、よろしく願いをいたします。

次に移ります。たくさんございますので。次は、震災瓦れきの処理の問題についてお伺いしておきたいというふうに思います。

3・11の事故から1年と3カ月が経過をいたしました。テレビや新聞の報道から、福島、宮城、岩手をはじめ、被災地のなかなか復旧が進まない状

況を見せていただき、現地の皆さん方の苦しみ、今なお私たちに昨日のように伝わってきております。何としても、全国民が支えていかななくてはならないというふうに思いますし、多くの皆さんが様々な方法で応援をしております。

伊勢、あるいは志摩、こちらのほうでも、現地の子どもたちを招いて、本当に休みをとって支えておられる方々もおみえになりますし、また、政府は、現地の震災瓦れきが復興、復旧を妨げるとして、宮城県と岩手県の震災瓦れきを広域処理するということを決めまして、各都道府県に働きかけを行ってきたところです。

ただ、福島原発事故による放射線汚染の問題は、日本がかつて経験したことのない対応を迫られているというふうに思っております。何とか支援をしてやりたいという声と、そして、放射能汚染のある瓦れきの拡散は困る、そういう国民の思いは分かれている、そのように思っております。非常に複雑だというふうに思っております。

そういった中で、三重県は三重県における東日本の災害廃棄物処理の関するガイドラインを設定いたしました。市長会、町村会に協力を求め、現在に至っておるわけでございます。6月7日に、私ども県議会議員に、何度か説明はあったんですが、最後のガイドラインということで決まったやつを送っていただきました。私、友人とこの中身を読み合わせさせていただきました。幾つか変わっておりました。

私ども、議員の立場は、政府が決めた基準、そして、知事が、県が決めたガイドラインで本当に県民の命と健康が守られるのか、それをチェックするのが我々の仕事でありまして、知事が決めた、そりゃ、みんなで行けというものではないというふうに私は思っております。県民の命と健康を守るために定めていただいたガイドラインであるという視点からお伺いしたいというふうに思います。

今回の放射能事故を受けて、国は法令で、1キログラム当たり100ベクレルを超えるものは放射性物質として管理しなければならないと定めており

ます。そして、それにもかかわらず、それをはるかに超える、8000ベクレル・パー・キログラムの焼却灰を一般廃棄物処分場に埋めてもよいということも言っております。三重県は、100ベクレルの20倍、2000ベクレルの灰を埋めてもよいというふうに決めております。

一方では、放射性廃棄物として100ベクレルといいながら、また同じ一方では、これは放射性廃棄物ではない。いわゆる二重基準があるというふうに思っております。この部分についてはまだ理解ができません。これが、確かに県民の皆さんもわかりにくいところもございます。焼いたからどうのこうのというものじゃなしに、同じ放射性廃棄物なのに、何でこんなに違うんだろうかと。その点についてわかりやすく御説明をいただければありがたいなというふうに思います。

もう1点、ガイドラインで読み合わせをして、大きく変わった点は、その処理体制を検討するもの、あるいは災害廃棄物処理の個別計画の策定をするもの、被災自治体と個別処理契約を行うもの、そういう主体が、前の場合は、市町村等（市町、一部事務組合、広域連合を含む）というふうになっておったのが、いつの間にや施設設置者という言葉に変わっております。多分これは私の想像ですが、市町だけやなしに、広く民間の事業者にも門戸を開放して助けてもらうというふうな考えから変えたのかなというふうに思うんですが、その際、住民のチェック、市町のチェック、県のチェック、こういったものがきちっとできる状況になっているのかどうか。中には、施設設置者が当該被災自治体と直接契約することもできるという事項もございます。その辺、なかなか難しいのではないかとということ。

もう1点、私どもは、焼却灰はコンテナに運ばれて外に飛ばないように運ぶものだというふうに思っておりました。そのように前は書いてあったんですが、いわゆるドラム缶とかそんなのに入れて、前はそういうものに入れて外へ飛ばないようにということから、今度の最終案は、焼却灰を湿润状態、いわゆる湿らせた上でダンプに載せてということは、上を開いておっても湿らせておったらええと。細かいことかどうかはわかりませんけ

れども、こういった変更があったり、本当に県民の命を守らなきゃならないガイドライン、バイブルのところで、少し緩んできたのではないか、そんな感じをしておりますので、その点について御説明をいただきたいというふうに思います。

〔岡本道和环境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（岡本道和） 災害廃棄物のガイドラインにつきまして、2点お答えを申し上げます。

まず、基準値、目安値でございますが、一般的に、災害廃棄物の処理と申しますのは、手順としては、被災地で災害廃棄物の中から可燃物を分別して、コンテナ等の容器に入れて運搬して、県内が受け入れて、県内の焼却施設で燃やして、燃やした後の灰を最終処分場に埋め立てるとというのが一般的な手順として想定されます。

今、お話にございました100ベクレルと申しますのは、この処理の前段階の県に受け入れる段階での災害廃棄物の放射性セシウムの濃度という形で、これは、災害廃棄物1キログラム当たりの100ベクレル以下にするという目安で書いております。それから、2000ベクレルと申しますのは、焼却した後の灰の1キログラム当たりに含まれるものを、2000ベクレル以下のものであれば最終処分場に埋め立ててもいいだろうという目安値として定めたものでございます。

それぞれの数値でございますけれども、受け入れの目安値100ベクレルにつきましては、普通に生活している方、と申しますのは、通常、放射線等の業務に従事されていない一般の方ということなんですけれども、この方が放射線を受けたとしても、健康に問題が生じないとされている国際的な目安値、これは、影響を受ける放射線量になりますので、単位が少し変わって、年間1ミリシーベルトということで決められておりますが、100ベクレルというのは、この1ミリシーベルトのさらに100分の1に相当するような人への影響の程度でおさまるだろうというところで決めさせていただいております。この100ベクレルという数値につきましては、法的には、福島

原発の事故が起こる以前から、放射線の対策が要らないレベルのものとして決められていたというものでございます。

一方、焼却灰埋め立ての目安値である2000ベクレル、これにつきましては少し考え方が変わりまして、実際に、最終処分場に埋め立てたときに、埋立作業をされる作業員の方、重機に乗って運転されますけれども、そういう作業をされる方が、2000ベクレル以下の灰を埋め立てる作業であれば、先ほど申しましたような、年間通して1ミリシーベルトの線量を受けることはないだろうということで決めさせていただいております。

これの二つの目安というのは、設定に若干考え方は違いますが、いずれも、災害廃棄物の広域処理検討委員会におきまして、学識者の先生から、特段健康への影響はないということで御判断をいただいたものでございます。

それから、2点目のガイドラインの修正に関してでございます。

ガイドラインの修正箇所、今、2点ほどお話いただきましたが、まず、1点目の表現でございます。当初案は市町となっておりますのが、施設設置者ということになっております。これは、今お話にもありましたように、なるべく災害廃棄物の処理をより広範に広く行っていただく必要があるだろうということで、当初案は、市町、あるいは一部事務組合を想定しておりましたが、民間施設もこの対象に入らせていただいて、ガイドラインの枠組みの中で受け入れていただくということで範囲を広げたものでございます。

チェックというお話でございますが、まず一つは、ガイドラインの対象にすることによりまして、ガイドラインで決めております大枠に基づくそれぞれの施設ごとの個別計画、これをつくっていただくこととなります。その個別計画が妥当かどうかは、また市町なり県が見せていただいて、妥当性を判断させていただきます。

実際受け入れたときには、今度はモニタリングも施設設置者にやっていただきますが、県もクロスチェックをやって、その結果は、先ほどの学識

者に評価をしていただいて、迅速に県民の皆さんにもお知らせをしていこうということにしております。

それから、2点目の焼却灰の運搬でございますが、運搬につきましては、当初、例えばシートの二重がけを考えておりましたが、市町から、実態としては湿潤化したほうが効果的じゃないか、あるいは、学識者の先生からも、やっぱり湿潤化した上で、シートはかけたほうがいいのではないかという御意見もいただきましたので、より安全な方法として、湿潤化した上でシートがけと。このシートがけは当初は二重構造だったんですが、一重でも十分だという専門家の御意見がありましたので、その分は変更させていただきますというところでございます。

いずれにしましても、当初、ガイドラインで安全性を確保するという基本的な考え方は、今の修正があったとしても、それ以上に安全性を確保するというで修正したものであるということで御理解いただければと思っております。

以上でございます。

[45番 中村進一議員登壇]

○45番（中村進一） 100ベクレルと2000ベクレル、灰と、その前の差ということですが、申し上げたかったのは、両方とも放射性廃棄物で、放射線量は低いというふうにおっしゃっておりますけれども、両方とも放射性廃棄物に違いないのに、なぜ違うのかという部分は、またもっとわかりやすく言っていただければというふうに思いますし、それから、ガイドライン、ずっと基準になっております、ICRP国際放射線防護委員会だというふうに思うんですが、そこで決められたという、それが基準になっているということでありまして、これは昨年のNHKでも放送されたんですけども、その100ベクレル以下の状況はわからない、そういう説明がございまして、本当にそれが安全かどうかという実証実験、そういったものもない中で、だから県はこうだといっても、それぞれの自治体で、自分のところの市町の住民を守るためには、それよりももう少しという考えが出てくるのであろうし、そしてま

た、国の基準がこうだけでも三重県はこうだというものが出てくるんだというふうに思います。そういったところが、様々な面で皆さんの心配を呼んでいる部分でもあろうかというふうに思います。

それから、先ほどの、密封かどうかという話も、ダンプに載せるときに、密封したドラム缶とかいろんなものに載せた上で、上から梱包してという表現が、いわゆる湿らせたらええという形に見える、そういうところもございましたので、ちょっとお伺いしたところでございますし、そしてまた、この課題につきましては、きちっと住民がチェックをできる、県がという話がありましたけども、市町が知らんうちに、民間の業者の方と向こうの被災地の方が話をしていくような形にならないようにチェックをしていただきますようお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

最後の質問をしないとイケませんもので、最後の質問に入ります。平和について考え方をお伺いします。

ことしの4月9日から16日、8日間、三重県選出の国会議員でありました尾崎行雄さん、号は罌堂ですので、罌堂さんと呼ばせてもらいますが、アメリカへ桜の苗木を3000本寄贈してから100周年ということで、罌堂さんの偉業を後世に伝える活動をしている罌堂香風の皆さんたちが中心になりまして、親善訪米団が組織されまして、伊勢市長、石垣副知事も行かれましたね、突然。それから、伊賀の忍者、阿修羅も一緒に行っていただきまして、そしてまた、5月28日には、全米桜の女王が返礼として三重県を訪れて、伊勢神宮を参拝したり、サンアリーナで記念植樹をしていただきました。

この尾崎さん、ちょっと時間がありませんが、政治家として私は非常に尊敬をしておる方でございます。大正のデモクラシーの高まる時代には、民主主義、平和主義、国際主義を訴えたり、あるいは護憲運動や治安維持法に反対したり、昭和に入って、ファシズム下では、死を覚悟しての軍部批判の演説を行ったり、第2次世界大戦の後半では、政府に賛成する側の候補者だけに便宜を与えた翼賛選挙を批判いたしまして、逮捕、検挙され

るなど、反軍国主義、反ファシズムを貫いた政治家でありまして、私の尊敬する政治家でございます。

こういった方、県政の神様と呼ばれる先輩を持つ三重県として、三重県人として、知事の平和観を少し聞かせていただきたいのと、それから、学校の先生方の労働組合なんかに行きますと、教え子を再び戦場に送るなどというスローガンをずっと掲げて活動をされております。そういったまさに戦争というものに対して敏感なものを持って活動されている。そういった教育のトップとして、教育長の平和に対する平和観を少し聞かせていただきたいというふうに思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私も今回の日米さくら祭りなどもありましたので、改めて尾崎行雄、罌堂氏の功績などについて勉強させていただいたんですけれども、氏は、真の民主政治と世界平和の実現にその一生をささげられた方であり、様々な困難に直面しながらも自らの信念を曲げず、軍縮を説き、民主主義と平和主義の精神を広く世に訴え続けました。三重県民の誇りであるとともに、私も一政治家として多くの学ぶべきところがあると考えております。あわせて、その軍部批判などについては、伊勢市出身の第31代衆議院議長、浜田国松さんも、腹切り問答で有名ですが、反ファシズムを訴えておられた。これも三重県出身として大変すばらしい政治家だと思います。

その尾崎氏が身を挺して阻止しようとしたさきの大戦の終戦からことして67年を迎えることとなります。現在の我が国の平和と繁栄が、戦争によって命を落とされた方々の尊い犠牲と戦後の国民の皆さんの多大な努力の上に築かれていることを決して忘れてはなりません。さきの大戦の悲惨な実態とその教訓を風化させることなく、将来の世代に語り継いでいくことが、今を生きる私たちの使命だと考えます。

さらに、私たち日本人は、科学技術の平和利用、あるいは統治機能に関するルール、あるいは教育手法、こういう様々な面において世界平和の実現に貢献できるというふうに考えております。私自身も、前、2月に後藤議員の

質問でもお答えしましたが、8月15日生まれということで、平和に対する思いから、国内のいろんな場所、あるいは国外のいろんな戦争に関する場所にも訪れさせていただきまし、また、遺族の方々との交流も通じまして思いを強めているところであります。

そのような形で、いずれにいたしましても、一人ひとりが平和についてこれらのことをしっかりと共有していけるような努力をしていくということが大切だと思っておりますので、私もそういう発信や啓発活動のお手伝いをしっかりとしていきたいと思えます。

○副議長（舟橋裕幸） 答弁は簡潔に願います。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 平和観、平和教育についてお答えをいたしたいと思えます。

さきの大戦の記憶が徐々に風化しつつある今日、戦争の悲惨さや平和の尊さを世代を超えて伝えていくことは何よりも大切であるというふうに考えております。また、世界各地では様々な紛争が起こっているところですが、国際化、グローバル化が進展する社会にあつて、平和の尊さに対して認識を深め、世界の恒久平和を希求していくことも同時に必要なことでございます。

こうしたことから、学校において、平和に関する教育を通して、子どもたちに国際社会の平和と発展に寄与する態度をはぐくむことは教育の重要な役割であるというふうに考えております。平和に関する教育につきましては、県内の各小・中学校におきまして、社会科、総合的な学習時間を中心に、地域の実態や各学年の発達段階に応じたいろんな取組がされているところでございます。

私も、県のほうでも、平成22年度に郷土教育を進めるための教材、三重の文化というのも作成をいたしておりますけれども、その中においても、先ほど御紹介のありました、尾崎行雄氏のこともと取り上げたり、それから、県内の各地にございます戦争遺跡なんかも紹介をさせていただいて、いろんな形で

の教育活動に利用させていただいておるところでございます。これらの身近な教育資源を活用しながら、戦争の悲惨さですとか平和の尊さを次世代に引き継ぐ取組を一層推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔45番 中村進一議員登壇〕

○45番（中村進一） 御答弁いただきました。

命の尊さ、いつまでもこの恒久平和というのを守り続ける、そのことは、国がどんな形になろうと、地方が平素からそういった思いを持ち続けること、その行政のトップが頑張っていていただくということだというふうに思っております。

時間になりましたので、終結をいたします。ありがとうございました。

（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 51番 西場信行議員。

〔51番 西場信行議員登壇・拍手〕

○51番（西場信行） こんにちは。

御指名をいただきましたので、通告に従いまして、宮川農業用水事業、森林・林業政策、中小企業振興条例、災害廃棄物広域処理の4点につきまして質問させていただきます。よろしくお願いします。

宮川農業用水国営二期事業、これは、平成7年から始まりまして17年を経過いたしました。長い年月をかけ、そして490億の多額の事業費のもとに、多くの方々の協力、努力によってようやく完成の年を迎えたわけであります。斎宮池、そして隣にあります惣田池を大拡張いたしまして、その工事などなど、思い起こせば、その都度の問題や出来事がよみがえり感慨無量の思いがいたします。この事業に、国、県の関係者、そして改良区や地元の皆さん方が大変な努力、協力をさせていただいたことに改めて敬意を表し、地元議員として感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

さて、宮川、この農業用水二期事業が完了する中で、この国営事業の効果を発現するために、さらに末端にあります用水路のパイプライン化などを進

めて、ハード、ソフト一体になって、これからのこの地域の農業農村振興につなげていかねばなりません。県として、特に関連県営事業の今後の取組状況を含めて、今後の方針を伺いたいと思います。それが第1点であります。

それから、その次は、この宮川の農業用水確保のために、上流の宮川ダムには不特定かんがい用水として年間750万トンが貯留をされておりましたが、改良区等の求めに応じて、それが放流されると、こういうことになっておりますが、宮川ダム湖の貯留水は、最近、濁りや水質悪化が激しくて、平成18年に選択取水棟という大変立派な施設をつくってもらったんですが、その改善効果が乏しく、昨年においては、宮川ダムよりかんがい用水を放流した時期に、ちょうど河川魚類に対して大変深刻な影響が出たということから、直下流住民を中心に、ダムの放流水に厳しい目が向けられるようになってきております。

農業用水を流したいけれども、流すに流せない、極めて流しにくいという、この状況が今日も続いておまして、そういうことから、昨年の7月には、知事や県土整備部長はじめ関係者の方々に、大台町及び宮川上流漁協組合から、宮川ダム直下の河川の水質・水量回復の要望が出されました。そして、今後、流量回復のために、このたびの譲渡で新しく新設されます1000万トンの水や、あるいは従来からのかんがい放流水750万トンについては、直接ダムの水を放流するのではなしに、ダムに注ぐ溪流、例えば大和谷川あたりから直結パイプを引いて、そしてダム直下に放流するよという切実な要望があります。この陳情を受けて、県は、その対策のための調査が進められておると理解しておりますが、現在のその状況と今後の見通しについて伺っておきたいのが第2点であります。

それから、もう1点は、宮川ルネッサンスの取組で、水量回復の一環で、先ほど申し上げました宮川ダム、この水域に新しく1000万トンの河川環境保全のための水が用意されるわけですが、本来的には、この水は、その趣旨からいって、年間を通じて河川に必要な水が不足したときに補給されるというものでなければなりません。しかし、昨年からのいろいろ検討の中で、

6月から9月の期間に限定してこれを対応しようとする検討がなされておるやに聞きます。このことは全く承伏しがたい。

もしも、譲渡交渉の中でそのようなことを強いられているとすれば大いに問題があると、このようにも思います。年間のうち、特に4月、5月の期間は、農業用水需要のピークでもあり、アユ漁解禁で、河川に住民の人、また、その関係者が出入りする河川の時期であります。この重大な水問題の時期に、この1000万トンの役割が果たせないというのは全く理解できない。放流対象期間を1年間であるべきと、このように思いますが、このことについて県当局の考え方を伺います。

〔藤本和弘地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（藤本和弘） 私のほうからは、宮川の流量回復についてお答えをさせていただきたいと思えます。

宮川の流量回復は、当面の目標を宮川ダム直下毎秒0.5トン、粟生頭首工直下毎秒3トンとして取り組んでいます。その中で、粟生頭首工直下毎秒3トンが不足するのはどのような時期なのか、あるいはどのような場合であるかをこれまで検討してまいりました。宮川の粟生頭首工における現行の農業用水の取水条件は、10月1日から翌年5月31日においては毎秒3トン、6月1日から9月30日においては毎秒0.842トン、これを超える場合、その超えた範囲において取水を行うということが河川協議書の中に明記されております。

このことから、6月1日から9月30日に、粟生頭首工直下毎秒3トンを下回る場合があると考えられます。そこで、この期間において、1000万トンを上限とする宮川ダムからの放流を行う流量回復の運用ルール案を、流域の関係者に示して協議をしているところでございます。関係者の御理解を得た後に、まず試行的に実施し、その結果を検証したいと考えております。したがって、10月1日から5月31日の間において、粟生頭首工直下毎秒3トンが確保できない等の課題につきましては、試行結果を踏まえまして改めて検討していきたいと考えております。

なお、渇水時の農業用水へのこれまでの対応についてでございますが、渇水時には、河川から取水している利水者が十分に取水できなくなることがございます。その場合には、河川法第53条、渇水時における水利使用の調整が適用されます。これまでも、平成17年、19年、23年と、1級河川宮川の管理者であります国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所の調整によりまして、宮川渇水調整協議会を開催いたし、三重県企業庁の有する宮川ダム発電用貯留量から宮川用水に融通してきております。

三重県企業庁の発電事業は、中部電力株式会社に譲渡の予定でございますが、渇水状況になった場合には、宮川渇水調整協議会において、三重河川国道事務所と関係利水者により適切に対応されるよう譲渡後も協議してまいります。

以上でございます。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） それでは、私のほうから、宮川用水事業のパイプライン化等の進捗状況と今後の推進についてお答えさせていただきます。

宮川用水は、宮川を水源としまして、伊勢市、玉城町、明和町、多気町、大台町の農地約4600ヘクタールに農業用水を供給しておりまして、その受益地は、稲作を中心に、野菜やハウスイチゴ、トマト、切り花などの施設園芸も盛んな県内有数の農業地帯となっております。宮川用水の施設は、昭和32年から昭和57年にかけて、国営及び県営事業で整備されてきております。ただ、施設の老朽化とか営農形態の変化によりまして、恒常的な水不足への対応が課題となっております。

このため、農業用水の効率的な利用と、用水管理の省力化を図るためということで、国営、県営事業により、施設の改修とパイプライン化等に取り組んできたところでございます。国営事業では、平成23年度までに、導水路18.8キロメートル、幹線水路20.4キロメートルの改修、斎宮調整池の整備を実施しまして、本年度に事業を完了する予定でございます。県営事業では、幹線水路から水田までの用水路につきましてパイプライン化を進めておりま

す。既に完了した地域では、担い手によります大規模営農の増加や農業用水の効率的な利用が図られていますが、平成23年度末の進捗状況は、事業費ベースで51%という状況でございます。

今後は、厳しい財政状況の中にありますますが、国の予算の確保や、県独自の工法によりますコスト削減を図りまして、早期に農業用水を安定的に供給できるよう、パイプライン化等を計画的に推進してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 私のほうから、宮川ダム直下の水質調査の実施状況とその見通しについてお答えさせていただきます。

宮川ダムに係る水質改善につきましては、議員御指摘の平成18年4月からの選択取水設備の運用に伴い、冷水の緩和とか濁水期間の短縮というような一定の効果を得たと考えております。しかしながら、昨年の平成23年度4月の渇水時には、宮川渇水調整協議会の決定を受け、かんがい用水としてダムから毎秒2立方メートルの放流をしたところ、水が黒く濁るなど、アユ等の生育環境に影響が出ているとして、渇水時の放流水の水質改善を求める要望が大台町等の関係者から提出されております。

宮川ダムにおきましては、ダム上下流の水質を把握するために、昭和40年代から水質を調査しております。平成18年4月からの選択取水設備の運用開始に伴いまして、選択取水の効果を確認するために水温調査を追加実施しております。さらに、昨年の渇水時の水質改善の要望を受けまして、本年1月からは、黒い濁りの原因とされている鉄やマンガン、そのような含有物の調査を追加実施するとともに、水質をよりの確に把握するために、調査回数を従来月1回のところ2回ということのように増やして調査をしている状況でございます。

本年1月から5月までの調査におきましては、環境基本法に基づく生活環境の保全に関する環境基準として示されております、生物の生息に必要な溶

存酸素量（DO）とか、濁りの目安となる浮遊物質（SS）などすべての項目について、ダム上下流いずれにおいても一応適合していたということでございます。また、鉄やマンガンにつきましても、ダムの上下流で含有量に大きな差はなかったというような状況でございました。

ことしも、宮川用土地改良区の要請を受けまして、6月1日からかんがい放流を行ったところであります。そして、6月5日に、水質調査のためにダム放流水を採取いたしまして、現在、分析をしているところでございます。その結果につきまして、関係者にかんがい用水の放流ということで御説明をさせていただきたいと考えておるところでございます。引き続き、このような調査を継続して、水質の把握に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

〔51番 西場信行議員登壇〕

○51番（西場信行） 今、御回答いただきましたが、県土整備部長、県にお願いしたのは、水質調査をしてくれと言っているわけじゃないし、特に県土整備部に期待しておるのは、SSとかDOとか鉄やマンガンの調査のことを科学の先生みたいにここで答弁してもらおうと思っていないんだよ。きれいな水を流す直結パイプをそこに布設してほしいと、そのための調査研究をしてくださいと、こういうふうに言っておるのであって、先ほどの御回答にもありましたように、昭和40年からそんな水質調査をやっておったら、そんなことは基礎データとしてあるんだから、この今実態として放置できない水質を改善するために、どのような放流システムをつくるのかということ、そういう調査研究と、それから予算を張りつけていただきたい。それを強く要望したいし、そして、知事にもぜひ御認識いただきたいんですが、農業用水、そして河川環境の水として、宮川の上流ダムに放流をお願いするわけですね。しかし、放流するにも、直下の人たちは、そういうように汚れて、そしてにおいもきつい、その水を放流するなど、こういうことです。ですから、河川を豊かにするためにダムの水を出したい、しかし、ダムの水を出すと河川が汚れる、こういうジレンマの中に陥ってにっちもさっちもいかないんですよ。

これは、各いろいろな部局、今、3人登壇してもらいましたが、そういう各部局では解決できない。やっぱりこれをきちっとやっていくためには政治的決断が要るんです。

それと、今、地域連携部長が言われましたが、この1000万トンの水というのは河川環境の水ですが、所有は電気事業者です。電気事業者の水です。今度は公営企業体から民間になります、もちろん今は違いますが。我々は公の河川環境保全のための水を、民間会社に頼んで水を出してもらおうという非常に不思議な状況にこれから入ろうとしております。この際、すぐには言いませんが、これからの目指す課題としては、この1000万トンを不特定利水としてきちっと位置づけることだ。そうでないと、子々孫々に、我々は、今あるこの県の政策を送れないですよ。お願いをしておきたいと思いますが、知事、所見があったら一言。

○知事（鈴木英敬） まず、県土整備部長が答弁いたしました濁水の関係は、政治決断が必要だということでもありますけれども、政治決断をするなり税金を投入していくという場合においても、やはり因果関係をはっきりしないと、なぜそうなっているのかと。単に濁りました、はい、じゃ、やりますというのでは、それは税金を投入するという責任ある立場として、私はそういうことはとれませんので、そういう意味で調査させていただいていると。平成18年以降の選択取水の運用の事情の変化があって、また今回の濁水でそういうことがあったということがあったので、因果関係を調べるためにも調査が必要ということを県土整備部長は答弁させていただきました。

地域連携部長が答弁させていただいた点につきましても、譲渡後も、最後に答弁しましたが、何か発生した場合においては、今までも関係者の皆さんとやってきた協議会の中で議論していくということを変わずそうやるんだということを申させていただきますので、その形でやらせていただければと思っております。

〔51番 西場信行議員登壇〕

○51番（西場信行） 調査研究の次なるところを期待したいと思ひますし、

また譲渡後の対応につきましても、ぜひしっかりとやっていただくことをお願いいたしたいと思います。

続きまして、2点目の森林林業政策でございますが、今日も、小林議員のほうからバイオマスのことがありましたが、買い取り価格が32円ということが発表されて以来、バイオマス発電事業等は非常に大きく前進、普及する可能性が出てきました。そういうことでもありますし、また、私の地元の多気町においても、三重大の研究開発と連動いたしまして、バイオマスからリグニンやセルロースを分離して、そしてバイオプラスチック等の化学原料にしていくという、この新しい産業社会づくりに向けての先進的な取組が進められておるところでございます。この風をぜひともしっかりと受けとめて、三重県の中でバイオマス関係のものを進展していただきたいと、このように思いますが、私は、森林の部分について今日はお伺いをいたしたいと思いません。

このバイオマスの推進のために、本県の森林資源の活用をいかに図っていくかと、こういうことですが、特に未利用の間伐材のうち、C材、D材と言われる端材部分の活用が重要であります。今まで、採算が合わないことから、林地にやむなく放置されてきた未利用の間伐材でございますが、これを運び出してバイオマスの原料として供給していくシステムづくり、これが重要でございますし、今、県のほうで検討されております森林環境税の用途につきましても、ぜひ、こういう観点から御検討を願えればと、このように思っております。

C材、D材の端材部分の供給とあわせて、もとの太い部分、A材などの供給も促進していかないとはいけません。そのためには、柱材としての需要拡大策をつくっていかねばなりません。そこで、従来からの課題でございますが、県産材を使った、そして環境に優しく、スマートハウス、あるいはエコハウスといういろんな言葉も出てまいりましたが、太陽光や、あるいはペレットストーブなど、こういったものを併用した新しいエコハウス建築について、県の誘導支援策というものがあればなど、このように思いますので、この点

について一つ質問をしたいと。

それから、バイオマスの供給の一つ大事な部分に、中山間地域の水田跡地に植えられた杉の木材の活用というものがあります。これはかなり材質が低下しておりまして、芯の黒い黒芯材となっており、そして間伐等の手入れも十分されていない状況の林分でございます。そこで、このような水田造林地、1200ヘクタールほどあるんですが、ここを木質バイオマス発電のために積極的に活用していく。切るだけではいけませんので、その後の伐採跡地にクヌギ、コナラなどの広葉樹を植林して里山再生に取り組む必要があるのではないかと、こういうことでありますし、そこでまた育成されたクヌギ、コナラは、シイタケ原木として、今後三重県内のシイタケ生産の基盤になると、こういうようなことで、原木の地産地消ということもあわせて視野に入れて、森林再生、バイオマス供給、あるいは原木自給、こんなことに貢献するクヌギ、コナラの広葉樹植林を推進していただきたい、このことをお伺いしたいと思います。

以上です。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） 2点お尋ねいただきました。

まず、1点目の木質バイオマスの新たな需用に応じて、供給体制をどう整備していくかという点と、県産材の需要拡大にどう取り組んでいくかという点でございます。

木質バイオマスの利用につきましては、先ほどお話にありましたとおり、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が始まりまして、未利用間伐材を原料とした発電施設の採算性が見込めるということで、新たな木質バイオマス発電への利用が期待されております。この期待にこたえるため、木質バイオマスの安定供給体制を構築する必要があると考えております。このため、新たに県内の地域林業活性化協議会、ここに木材の仕分け方法などを指導します木質バイオマス推進員を配置するほか、木質バイオマスを供給するために必要な機械等の導入を支援します。また、東紀州地域におきましては、搬出、

運搬など流通面での支援を行いまして、新たな木質バイオマス供給拠点づくりを進めてまいります。

県産材の需要拡大につきましては、これまで、金融機関の協力を得まして住宅ローンの金利低減を実施しております。また、三重の木のPR活動を行います認証事業者への支援にも取り組んでいるところでございます。また、今年度から新たに、あかね材を使用した耐震補強やリフォーム工事を行う施主、モデルハウスなどを建築する事業者を支援することとしています。さらに、近年、エコ住宅への関心が高まる中、木材は二酸化炭素固定機能を有するなど、県産材で家を建てるのが環境に優しいということを地域工務店と一体となって積極的にPRし、県産材の需要拡大を図ってまいります。

また、本年度も、関東地域で開催されます大規模住宅展示会に三重県ブースを展示しまして営業活動を行いまして、県産材の販路開拓にも取り組んでまいります。こうした取組の成果を検証した上で、より効果的な需要拡大の方法について検討してまいりたいと思っております。

次に、水田跡地に植林しました杉等の木質バイオマスへの利用と、その跡地へのシイタケ原木用の広葉樹の植林についてでございます。

水田跡地への杉の造林は昭和40年代に多く行われまして、その面積は、県内で約1200ヘクタールということでございます。しかし、水田跡地に植えられました杉は、材質の形状とか材の色に欠点が多く、建築用材には向かないということから、そのほとんどが、間伐などの手入れも行われず放置されているという状況でございます。こうした杉の活用につきましては、伐採、搬出し、チップ化することによって、木質バイオマスとして熱や発電に利用することが有効であるというふうに考えております。

一方、水田跡地の土壌は豊かな養分がありまして水分量も多いということから、シイタケ原木に使われます、先ほどお話もありましたクヌギやコナラなどの生育に適しているという状況でございます。また、シイタケ原木は、植林後15年程度で繰り返し収穫できるということでございまして、水田跡地の杉を伐採後、植林することは、現在、6割程度にとどまっておりますシイ

タケ原本の県内自給率を効果的に向上させていくことができるというふうに考えています。このため、本年度は、水田跡地における杉の木質バイオマス利用に向けた施業の集約化とか、クヌギ林、コナラ林への転換につきまして、所有者の確認や地域の意向を把握するための調査を実施します。この調査結果を踏まえ、水田跡地の伐採、搬出を進め、クヌギやコナラの植林を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔51番 西場信行議員登壇〕

○51番（西場信行） 部長のほうから、前向き、積極的な御答弁をいただき、ありがとうございました。

最近、いろいろな人の話を聞いて改めて確認したんですが、大正元年に、県庁に林務課が設置されたということで、今年の6月21日で100年目を迎えると、こういうことのようにございます。私が議員に当選した昭和58年に、たしか70周年記念大会があったのを覚えておりますが、そういう意味で、今年のこの100年を何とか一つの契機にして、森林環境税の検討もなされておりますが、林政に対する大きな節目の年にしていただければなど、こういうように思っております。昨年は、全国育樹祭の招致の要望もしたんですが、ちょっと大きな話が幾つか続くとあきませんので、今日は、県政林政100周年記念のみえ県民植樹祭の開催をお願いしたいと思うんですが、部長のほうから、一言わかったという御回答をいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○農林水産部長（梶田郁郎） 三重県では、第1回全国植樹祭の開催に合わせまして、平成11年度まで、植樹祭とか緑化推進県民大会などを推進してきました。平成18年度から、三重の森林づくり条例に基づきまして、強調月間を設けていろいろ取り組んでいるところでございます。県民参加の森林づくりをさらに進めていくということで、これまでの取組に加えまして、市町とか関係団体と連携して、春季に何か行事ができないのかということで、その行事のあり方については検討してまいりたいというふうに思います。

[51番 西場信行議員登壇]

○51番（西場信行） どうもありがとうございました。ぜひとも御検討のほど、よろしく願いをいたします。

さて、次に、中小企業振興条例に入らせていただきます。

先ほど、中村議員のほうから、小規模事業者の条例化についての質疑がありました。私の質問の趣旨も非常に似通ったところがございますが、少し端的にお話を伺いたいと思います。

2008年、平成20年9月にリーマンショックがあったと。遠いアメリカの話かなと思っておったら、この日本に、そして輸出産業構造の大変特色のある三重県にその影響が甚大であったということが、その翌年の平成21年にはわかってまいりまして、県内経済が混乱し、大変な落ち込みになったと。我々議会も、こういう中で三重県経済をどうするんだという議論をさせてもらいました。

その翌年の平成22年は、防災農水商工常任委員会を中心に、中小企業の振興条例をつくるべきだというような議論があったんですが、当時の県の方針としては、中小企業振興方針をまずつくっていくと、その成果を見て、今後の条例化については、その後検討だなど、こういう話でございました。

その22年度の終盤になりますと、知事選挙がございまして、鈴木知事も御出馬されたわけでございます。その中で、大分古くなってまいりましたが、この、「すごいやんか、三重」の政策集が出された。（現物を示す）私は、幾つかありますけれども、その中の一番気に入ったページがこれでございます。ここに、もうかる三重という項目の中で、「日本一中小企業が元気な県とするため、県における中小企業政策の基本原則や行動指針を定めた日本初の『中小企業振興条例』を策定」と、こういうようにうたってもらったわけであります。

知事が北勢でたくさんの得票をされたというのは、それは知事の努力もあり、また、それを後援された皆さん方の努力もさることながら、私は、その当時の三重県の台所である北勢地域が、厳しい状況の中で経済政策に大変な

期待があったかなど、こういうような思いをしております。

そういう中で、昨年6月に一般質問のときに、中小企業振興についての質問をさせてもらいましたが、知事のほうからは、予算計上して検討を開始すると、そして、検討委員会をつくるというような昨年度の予算と、その執行がなされてきまして、そして、今年になって、来月に向かって、みえの産業振興戦略がいよいよ打ち出されるというところに来たわけでございます。

当初、中小企業の視点でずっと追ってきたものですから、ここへ来て、今、産業戦略の素案を見ますと、非常にグローバルな視野と、もちろんローカルな視野と、両方とも視点を備えたわけでございますが、非常に大きな対策となっておりまして、ある意味、大変しっかりしたものをつくってもらったなという思いとともに、中小企業、あるいは小規模事業者という部分の具体的な取組が非常にわかりづらくなったなという面もございます。

そういう中で、みえの産業振興戦略の中でつくられております内容の中には、中小、小規模企業の振興方針というものが書かれておりますので、このあたりがどのような形でしっかりと打ち出されてくるのかなど、こういうような思いがしておりますが、こういう中で、知事のこれから、ああやって言っておられた中小企業振興条例、新しい戦略の中では、中小・小規模企業という言葉になっておりますので、これからちょっと言葉をそのように変えさせてもらいますが、中小・小規模企業振興条例について、どのような思いがあるのかなど、こんな思いで今日は登壇しました。

先ほどの中村議員の質問に答えて、今後、産業振興戦略を進める中で条例化も視野に入れて検討していくと、こういう話でありましたので、その中での方針を伺うわけでありますけれども、一言に中小企業、あるいは小規模といっても、非常にいろんなものがあります。その中で、特に大企業の仕事を受ける下請企業としての中小企業と、それから、そうじゃなくて、地域密着型の地元の中で地元へ顧客を持って、そして経済活動をやっていく地域密着型の事業者とはまた違いますし、前者の下請であれば、これは国の政策と連動したものを、あるいは世界的な視野の中で三重県としてどう動くかという

ものが出てくるわけでありまして、地域密着型のそういうものであれば、三重県独自として、県や市町と、そして商工会とどう連携してこの対策を打っていくかというようなことも出てくるわけでございまして、そういうところをどういうふうに整理しながら進めていただくかということが関心事でございまして、もう一つは、平成18年に三位一体改革で国のほうから県のほうに財源移譲されて、そしてこのような小規模事業に対する対策は県の自主的取組として位置づけられてきました。ところが、大阪府をはじめ、一部の県では独自の取組を始めておるところもありますが、三重県が具体的にそういう積極的な取組をしたという感覚はまだ私にはございません。そういう中で、これから三重県の振興策をどういうふうに図っていくのか、その点について知事の思いをもう少し語ってもらいたい。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 中小企業や、あるいは小規模企業の振興に関する条例の件でありますけれども、条例から離れた具体的な取組は後ほど部長から答弁があるかと思いますが、少し思いなどを述べさせていただきますと、昨年度、先ほども少し申し上げました、職員が行った1052社の企業訪問では、ミドルステージ以下の中小企業の支援制度を望む、補助金申請書類が煩雑で手間がかかる、ホームページなど情報発信の支援を望む、家族的経営なので制度説明会に行けないなど、中小・小規模事業者ならではの率直で、かつ具体的な支援を望む声をお聞きしているところであります。今後、このような生の声に真摯に向き合い、中小・小規模事業者の振興を図っていくために、みえ産業振興戦略にもその振興方針を盛り込むべく、今、内容について検討しているところであります。

地域社会に密着した中小・小規模事業者については、県だけでなく、市町や商工関係団体などが一体となり、関係者の総力を挙げて振興を行っていくべきだと認識しています。引き続き、先ほどと繰り返しになりますけれども、戦略をフォローアップし、ローリングし、みえ産業振興戦略を進化させていく中で、条例化も視野に入れた検討を進めてまいりたいと考えております。

何でこんなことを私が言うかということ、こういう戦略を進化させていく中で条例化を視野に入れると言うかということ、木を見て森を見ずであつたらだめなんだということなんです。まず全体の戦略というものをしっかりつくって、それでその中の部分における中小や小規模事業者の振興をどうするんだというのがないと、全体があつてそれぞれのパーツの振興方針があるという考え方でありますので、こういうストーリーで今申し上げさせていただいているところであります。

あわせて、みえ産業振興戦略の部分については、先ほど中村議員の中にもありました、今、西場議員からの指摘もありましたが、前半のグローバルなところが目につくのは確かですが、戦略の中には、後ろにちゃんと観光のことや地域資源を活用した部分であるとか、中小企業や小規模事業者の戦略についても振興方針についても書かせていただいておりますので、その部分は、内容がもう少し十分であつたほうが良いという御指摘だと思いますので、最終確定するまでの間にたくさんの方の御意見を伺って、そこの充実に努めてまいりたいと考えております。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 私のほうから、具体的にどのような取組を進めていくのかという点について御説明を申し上げます。

中小・小規模事業者につきましては、地域の事業者の実情に精通した県内の24商工会、12の商工会議所及び中小企業団体中央会を通じて支援を行っております。具体的には、経営改善、金融、労務、経営革新などの支援のほか、地域ブランドの開発、育成、販路開拓等の支援、事業者が相互に経営資源を補完するための組織化、事業化等の事業を支援しております。これは、平成18年、国の一体改革の中で、県単で、現在14億4000万の人件費、事業費支援をさせていただいております。

具体的に申しますと、経営や税務、金融、資金繰り、新たな事業展開など、年間延べ9万1000件。例えば、経営革新、労務管理など、年間約1700件、操業とか地域資源活用、農商工連携などの支援で年間500事業所などなど、

様々な支援をさせていただいておるところです。

特に小規模事業者は、事業所数で県内の中小企業の約90%を占め、地域の経済や暮らしを支え、コミュニティーの中核的役割を担う地域の主役とも言うべき大変重要な存在であると認識しております。このことから、今後、小規模事業者に対して十分に配慮した取組を行うことが重要であると考えております。

例えば、ITなどを活用した生産性の向上、事業者が持つ価値の棚卸しと再発見のための自己診断の促進、多種多様な情報収集などによる販路開拓や市場ニーズの把握の支援、中小・小規模事業者の連携、グループ化の促進、人材の確保や育成の支援、事業者への巡回による徹底した現場ニーズの把握、特にものづくりの事業者におかれましては、公設研究機関とも連携いたしまして、出前の技術相談会の開催など、こういったことを市町、商工会、商工会議所及び中小企業団体中央会と一体となって、小規模事業者の振興に取り組んでいきたいと考えています。

先ほど、事業者の規模でいいますと、約90%が小規模事業者で、そのうち2対8でサービス産業が大きいということを申し上げましたが、現在、津市で、中心市街地というテーマの中で様々な方が入っていただきまして、オープンディスカッションを実はやっております。これは、地域の密着型ということであれば、地域の住民の方にも理解いただくということで、現在、6回ぐらい、この秋に向けて、津市、商工会、商工会議所、事業者、いろんな方が入ってさせていただいています。続きまして、四日市市や伊勢市、名張市、亀山市からも御相談を受けておりまして、私ども現場に出向きまして、様々な議論をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

[51番 西場信行議員登壇]

○51番（西場信行） いろいろ御答弁をいただきましたが、総じて、商工政策というのはなかなか見えにくいというのか、一般の人に実感としてないんですね。とかく県庁の前にあります産業支援センターばかりがいろいろ地元の

業界なんかと結びついておるような機会があつて、じゃ、県庁、吉田山は何をしておるんですかと、こういうことになるわけでありますので、ぜひ、この機会にしっかりとした商工政策を打ち出してもらいたいなど、こう思いますし、地域密着型のこういうものについては、よく言われる言葉ですが、地域内の人や物、そしてお金を連携させて地域内につくる、売る、買う、消費するという、この経済活動を循環させていくと。そういう中で、6次産業化や農商工連携だとか、あるいは地産地消だとか、すき間産業だとか、今日もそういう質問も飛んでおりましたがけれども、民間の知恵と活力を結集してお金を回して、そして地元の産物や品物を循環させて地域の活性化につなげていくと。こういう本当にきめ細かいところの政策を打ち出すところがなかった。

だから、今回、産業戦略の樹立を契機に、その部分に対するこれからの政策をつくってほしいし、それを大きく公に掲げるためには、やっぱり政策条例として打ち出していただく必要があるわけでございます。今回のみえ産業振興戦略を活用して、中小・小規模企業の振興方針、また、対外的なものについてはものづくりの戦略のメイド・イン・三重、こういうものの中で柱にして、本県の中小企業条例、中小企業・小規模企業振興条例、この策定を願うわけでございます。中村議員の質問に答えてそう言われましたし、私の質問にもまた重ねて答えていただきましたので、かなり近づいたなど、こういう理解をいたしましたので、この質問を終わらせてもらいます。

それじゃ、4点目、災害廃棄物の広域処理について伺います。

全協等のいろいろ説明会の中にも、その都度いろいろ意見を申し上げてきたところでございますが、昨年の3月11日以降、日本国に課せられた二つの重要な課題がある。それは、東北被災県3県に対する国民挙げての物資にわたるあらゆる支援、これが一つであります。それから、未曾有の原発事故が起りましたので、この放射能汚染に対する拡散をどう防止するか、除染をどう徹底していくかと、こういう大きな二つの課題を、今、日本国民は抱えたと、こう思っておるときに、このたびの災害廃棄物の広域処理については、

極力地元、地域内処理というものを拡大することが望ましいと、私はかねてからそういうふうに思っております。ただ、石巻市などのように、総量が余りにも過大なところに限定して検討していくことはあるかなと、こういうこともあわせて理解はできますが、基本的にそういうところをぜひとも国のほうにしっかりと働きかけてほしいと、このように思うのであります。

このたび、いろいろ調整の中で、三重県の市長会、あるいは町村会の方針が決定されました。これは基本的に尊重していかねばなりません。この点は理解をいたすところであります。しかしながら、今後、実際に受け入れを実施するか否かについては、当該市町の判断、決断にゆだねていかねばならんと、こういうことでもあろうかなと思います。

私の地元の多気町で催しがありまして、地元行事に参加した折、多気町長が、その来賓のあいさつの中で述べておられた内容ですが、多気町への瓦れき受け入れについては、まず町民の皆さんの声を聞くことを優先させ、その意向に沿って、受け入れるか否かを町として判断していきたいと。この多気町長の対応姿勢は、私は、正しい、望ましいと、そうあるべきだと、このように考えます。

対する三重県の対応はどうであったかということですが、このガイドラインに対するパブコメというものが実施されました。であります、これまで、直接的な県民の声をどう掌握してきたのかということについては十分でなかったのかなと、こういうように思っております。東北地方の実態調査を随分しっかりやってもらいましたし、あるいは国の方針というものを受けての対応であったかなと思いますが、県政の基本に返れば、まず県民の声をしっかり聞いて、そして、その後に県としての取組方向を決めていくべきであると。これまでの知事の防災や、あるいは東北に対する熱い思いは理解できるところでありますし、知事の知事らしいところであるかなと思いますが、現在、これから、三重県民がどのように考えておるのかということをしっかり聞いて、その時点、その時点で対応を誤りなきようにしていただきたいと、このように思うのであります。

今後、受け入れる市町が現実に出現してきたときは、県が市長会、町村会と結んだ合意書に基づいて、安全と処分先についてその責任を果たさねばなりません。本当にその責任が持てるのか、私は疑問に思います。むしろ広域処理を県に求めてきた国にこそ、その責任を負ってもらわねばならないし、そのことを強く国に働きかけていくべきだと、こんなことを思うんです。今日の状況、様々ですが、それを踏まえて、災害廃棄物処理に対する知事の基本的姿勢を聞かせてもらいたいのが一つ。

それから、もう一つは、今月5月21日に、新潟県から環境省に対して公開質問が再度提出されたと聞いております。26項目に及ぶ広域処理に対する厳しい内容となっており、焼却による濃縮問題、あるいは最終処分場からの排水問題、トラブル発生時における国の責任問題等々ありますが、中でも重要な指摘は、処理期間を平成26年3月末から数カ月、2カ月ないし7カ月程度を延長すれば、被災地の地域内で焼却処理ができるのではないかと。これ以上の広域処理は不要ではないかという提案と質問がなされておるところであります。こういった公の知事から、新潟県からこういう公開質問が出されたということを知事は御存じかなと思いますが、こういうことも含めて、知事はどのように受けとめてみえるのか、御所見を伺います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） まず1点目は、県民の皆さんの声をよく聞いて、しっかりその都度その都度判断をせよということでの基本的姿勢を問うていただきました。2点目は、新潟県の公開質問に対する所見ということであると考えております。

まず、1点目でありますけれども、東日本大震災で発生しました災害廃棄物の量は、本年5月21日の見直し後でも、岩手県、宮城県の2県で1680万トンに及ぶ膨大な量となっております。私が本年4月に被災地を視察した際も、まだ仮置場には災害廃棄物がうず高く積まれておりました。災害廃棄物の処理に当たっての県民の皆さんの安全・安心を確保するため、6月7日に災害廃棄物処理に関するガイドラインを策定し、その中で、受け入れ廃棄物の放

射能濃度の目安値などを明らかにしたところであります。

大前提として申し上げますけれども、改めて申し上げますが、全協の場などでも、西場議員からの御質問に対しても、再三再四申し上げておりますけれども、被災地の思いなど、もちろんいろいろありますけれども、優先すべきは県民の皆さんの安全性の確保であり、そのために現在取組を進めているところであります。

様々なこういう状況を踏まえまして、県では、ガイドラインの策定もあり、また、県民の皆さんからも様々な声をいただいておりますので、放射能の基礎的な事項についてのわかりやすい資料やQ&Aなどを早急に作成し、県ホームページへ掲載を行うとともに、今後、受け入れの意向を表明した市町で行う住民説明会において丁寧な説明を行うことで、県民の皆様の不安感の払拭に努めてまいります。また、受け入れ市町に対しては、それぞれの実情に合った個別計画の策定を進めるとともに、被災県との間で受け入れ処理に関する調整を行うなど、県内での一日も早い処理が進むよう取り組んでまいります。

そして、新潟県からの公開質問の件でありますけれども、新潟県の行った公開質問の中の推計は、同県が独自に計算したものでありまして、実際に、災害廃棄物の受け入れを行っている都道府県は、東北の青森県、山形県、秋田県を除きますと、東京都、静岡県、群馬県の1都2県のみとなっております。現状で、災害廃棄物の処理先が確定した、または終了したものは14万トンのみで、広域処理は余り進んでいません。

平成24年5月21日に、先ほど申し上げました見直しが行われ、広域処理が必要な量は減少しましたがけれども、本県が、岩手、宮城両県にも確認しましたところ、災害廃棄物の処理は進んでおらず、広域処理についてもめどが立っていない状況であり、引き続き三重県に受け入れ処理をお願いしたいとのことでありました。

また、環境省が設定した平成26年3月までの3年間で災害廃棄物を処理するという目標については、現地の状況、災害廃棄物の量などから、広域処理

も含め、処理能力を勘案して、膨大な災害廃棄物を少しでも早く処理し、被災地の生活の場、産業の場を復興させるため設定したと聞いております。今後、被災地の復興を進めるためには、3年間の目標にとらわれず、むしろ一日でも早く災害廃棄物の処理が完了することが何よりも大切であり、引き続き市町との連携のもと積極的に取組を進めてまいります。

新潟県の推計が正しいかどうかわかりませんが、平成26年からさらに7カ月後であれば宮城県も完了するということでありますけれども、昨年の3月11日から3年7カ月も被災地の皆さんにあの状況を味わっていただくということは、私はあり得ないんじゃないかというふうに思っています。何回も申し上げますけれども、県民の皆さんの安全性を確保するというのが大前提のもと、そして不安感払拭のために丁寧に説明をしていくということが大前提のもと、そういうところでしっかり汗をかいて、そして国に言うべきは国にしっかり申し上げ進めていきたいと考えております。

〔51番 西場信行議員登壇〕

○51番（西場信行） 知事の今の御答弁の中で、県民の安全性を確保することを最優先にするという決意をいただきました。全くそのとおりでありまして、同感でございますし、その姿勢をぜひ堅持していただきたいと、こう思います。

その観点から、懸念される問題なんですが、焼却後の焼却灰を、管理型最終処分場に埋設するわけではありますが、セシウムは水溶性であります。上に降った雨水が溶けて、その下のシートに貯留されますと、水処理をして排水されるわけではありますが、そこで、水処理の段階で取り除けなかったセシウムが場外へ放出される。それは地下水、河川水に混入される危険性は否定できないと、こういうふうに思いますが、そういう県民の不安を助長することになって、この問題が非常に大きなネックだと思います。

そこで、現実には県内焼却、そして県内埋設が現実化したときには、最終処分については、遮断型最終処分場をつくるか、もしくは、国と協議の上、県外へ受け入れてくれる処分先を探すか、この二者択一しかない、このよう

に思うんですが、この点についてお伺いしたいのと、ちょっと時間がありませんので、もう1点は、焼却もしくは埋設に由来する風評被害が心配されて、そういう風評被害といえども、それが出た場合に対する責任というものはだれがどのように対応していただくのか伺います。

○環境生活部廃棄物対策局長（岡本道和） まず、焼却灰の埋立処分でございますが、管理型最終処分場につきましては、廃棄物からしみ出した水が地下水を汚染しないように二重の遮水シートが設けられておりまして、また、その遮水シートで集められた浸出水につきましては水処理で処理されるという構造となっております。

災害廃棄物の焼却灰等につきましては、環境省の告示によりまして、今申しました管理型構造を持ちます一般廃棄物の最終処分場で処分をするということになっておりますし、また、具体的な処分の方法としましては、県のガイドラインにおきまして、焼却灰が水となるべく接触しないように、水がたまりやすい場所への埋め立ては避けること、それから、土壌と吸着性が高いという性質がございますので、土の層の上に埋め立てを行うということを決めておりまして、最終処分場からの放射性セシウムの浸出を防止するということになっております。

さらに、最終処分場からの放射性セシウムの排水基準につきましては、震災前からでございますけれども、仮に人が70年間その濃度の水を飲み続けましても問題にならない値ということで、これは法律によって定められている基準でございますので、今後は、本県のガイドラインに基づきましてモニタリングをしっかり行っていくということで、管理型最終処分場からの排水の安全性を確認していくということになっておりますので、今、議員のおっしゃったように、遮断型最終処分場における処分までは必要ないのではないかとこのように考えております。

実際に、災害廃棄物を受け入れております東京都等の。

○副議長（舟橋裕幸） 答弁は簡潔に願います。

○環境生活部廃棄物対策局長（岡本道和） 最終処分場におきましても、実際、

排水中から放射性セシウム濃度は検出されていないという状況を聞いております。

それから、もう1点、風評被害につきましては、国のほうから県に対して、風評被害が生じた場合は国として責任を持って可能な対策を講じるという回答をいただいて、この風評被害については、国が主体的に対応するということが示されておるところでございますので、今後、県といたしましても、やはり科学的根拠に基づきます。

〔「国が賠償してくれるの」と呼ぶ者あり〕

○環境生活部廃棄物対策局長（岡本道和） 国が責任を持って対応していくというところでございます。県としましても、この科学的根拠に基づきまして、県民の皆様安全性を説明していきたいというふうに考えております。

〔51番 西場信行議員登壇〕

○51番（西場信行） ちょうど時間になりましたので終わらせていただきますが、今の御答弁では納得がいかないので、私の要望に沿ってさらなる検討をよろしく願いたいと思います。

以上で終わります。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

中村進一議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。6番 栗野仁博議員。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） こんにちは。自民みらいの栗野でございます。最近、関連質問ばかり出てきておりますので、何か今日はやけに空気を読めへんなみたいな雰囲気になっておりますけれども、中村進一議員の質問に対しまして、少し関連質問させていただきたいというふうに思います。

先ほど西場議員の質問の中にもございましたが、震災瓦れき処理についての件なんですけれども、11日なんです、伊賀の南部環境衛生組合の議会の全員協議会の場で瓦れきの受け入れに関する説明会が行われました。その場で受け入れに関して前向きな姿勢を見せたということでございまして、県も

参加をされておったという形なんですけれども、もちろん安全性の報告であったり、そういうのもしっかりされたと思います。

県に対しましてその後どのような報告が入っているのか、まずはお伺いしたいというふうに思います。

○環境生活部廃棄物対策局長（岡本道和） 6月11日の伊賀南部環境衛生組合議会での全協につきましては、今、議員のおっしゃいましたように、私どものほうからも次長が出席をいたしまして、ガイドラインに基づきまして、全体の行程とか安全性についての御説明を申したところでございます。

その後、どのような要請なり情報が入っているかということですが、まだ一昨日のことでございますので、特段、管理者あるいは副管理者のほうから私どものほうに対して、例えば住民説明会をやるから協力してほしいというような具体的な日程等、あるいは要請等はございません。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） その場で受け入れの表明というわけではなかったんですね。そこを確認させてください。

○環境生活部廃棄物対策局長（岡本道和） 一昨日の全員協議会におきましては、受け入れに向けて市民を対象とした住民説明会を行いたいということや管理者のほうから御説明されて、それに対して議会としては了解したということで、今後、その了解のもとで住民説明会が行われていくことになるかと思えます。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） その際に、受け入れの前提という形で話がされたことというのは、特にあるんでしょうか。

○環境生活部廃棄物対策局長（岡本道和） 受け入れの前提と申しますのは、県が作りましたガイドライン、これに沿った処理ということを前提にして御検討いただくということで御説明をしたということになっております。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

私も思うんですけれども、先ほど知事もおっしゃられておりましたように、やはり住民の皆さん、県民の皆さんの安心・安全が第一であるというふうに思っております。

そういった中で、やはりオールジャパンでやらないあかんこともあるであろうと、我々もしっかりと汗を流してやっていかなければならないこともあるであろうというふうに思うのですが、特に、地元ではよく問題になっているのが、やはり焼却灰をどうするのというような問題は結構大きな問題になっております。

そういった中で、前回も三重県のほうから国に対しまして、焼却灰の受け入れ先、最終処分場を探してくれという要望を挙げておったと思うんですが、その要望に対する返事というのは国からはあったんでしょうか。

○環境生活部廃棄物対策局長（岡本道和） 国に対しましては現在、それぞれの市町が、特に県外の処分場に持っていっているところにつきましてはなかなか難しい問題があるというふうに県でも聞いておりましたので、国のほうに、受け入れに向けての、前向きに進むような対応を御助言いただけないかという趣旨のことは申しております。ただ、具体的に署名をもってとかということではございません。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） やはり、先ほど申しましたように、安心・安全ということ考えたときに、最終処分場をどこに持っていくのか、どういう形で最後まで処理をするのかというのはしっかり決めていく必要があると思いますし、この点に関しましては、やっぱり県としてしっかりと関与していかんことには、多分決まることも決まらんというふうに思っておりますので、今後しっかり対応をいただきたいというふうに思いますが、今後の伊賀南部に関してなんですけれども、スケジュールのようなことが決まっておることがあれば教えていただきたいというふうに思います。

○知事（鈴木英敬） スケジュールについては、今回の組合の議会の中で説明会を行って、7月に開催されるようですが、そのときに報告するというふう

に聞いています。

それから、先ほどちょっと局長が答弁した国への説明、最終処分場の件でありますが、今回の5月16日から18日の国への提言・提案活動の中で、私が高山政務官、環境省の政務官に、その件も、国もしっかり汗をかいてほしいというお話をしたところ、個別に、どういうところでどういうふうにどういふ量をという話になってきたときに、相談していただければちゃんと汗をかくというふうに言われています。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） 知事からいいお答えをいただきました。

やはりこれから、先ほども申しましたけれども、前向きに進んでいこうという組合がたくさん出てくる可能性があるんですよ。

後ほど聞こうと思うんですけども、多分、伊賀以外にもこれから動こうというところも多々出てくると思います。そういった中で確実に問題になってくるのが、やはり処分をどうするのというのは絶対的な話であるというふうに思います。

そういう意味では、しっかりと県からも国のほうに要望というか、汗をかくように声をかけていっていただきたいというふうに思っております。

こういった形で前向きな答えが出てくる、前向きな姿勢が出てくるというのは非常に我々にとってもありがたいことであると思いますし、やはり住民の皆さんの、何度も申しますように、安心・安全な生活が送れる、これが大前提だと思いますので、県もその点をまず大前提に置いていただきまして、しっかりと頑張っていっていただきたいというふうに思っております。

それでは、最後に、知事から先ほど俳句をくれという要望をいただきましたので、全然関係ないんですけども、一句述べさせていただきたいと思っております。知事、お子様も生まれられましたので、知事の子供にかけてのことでございます。

「雄大に 育て三重の 希望の星」。「雄大に 育て三重の 希望の星」。
以上で関連質問を終了します。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（舟橋裕幸） 着席のまま、暫時休憩いたします。
午後 3 時 10 分休憩

午後 3 時 11 分開議

開 議

○議長（山本教和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委 員 長 報 告

○議長（山本教和） 日程第 2、諮問第 1 号を議題といたします。

本件に関し、総務地域連携常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。藤田宜三総務地域連携常任委員長。

〔藤田宜三総務地域連携常任委員長登壇〕

○総務地域連携常任委員長（藤田宜三） 御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました、諮問第 1 号諮問についてにつきましては、去る 6 月 6 日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、全会一致をもって審査請求を棄却すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会において、特に議論のありましたことについて申し述べます。

諮問第 1 号諮問については、三重県教育委員会が行った元公立高校職員に対する一般の退職手当等の全部を支給しない処分の取り消しを求める知事への審査請求がなされたため、地方自治法第 206 条第 4 項の規定により、議会に諮問がなされたものです。

公立学校職員の退職手当に関する条例では、懲戒免職等処分を受けて退職

した者について、一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができると規定し、国や他県の運用方針においては、懲戒免職等の処分の場合に、一般の退職手当等の全部不支給を原則とし、特別の事情がある場合に例外的に一部支給を認める取り扱いとしています。

本委員会においては、審査請求人は、長きにわたり公務につかされた事実はありながらも、当時、県立高等学校事務長という重要な職にあり、職員のサービスの事務に関すること及び職員の職務上の監督に関することを所掌し、職員の飲酒運転を厳しくいさめる立場にあったこと、また、検出されたアルコールの程度が道路交通法施行令に規定する程度を大きく超えていたこと。これらのことを重く受けとめ、一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめる特別な事情があるとは言えないと判断し、審査請求を棄却すべきものと決定したものです。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本教和） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（山本教和） これより採決に入ります。

諮問第1号を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は審査請求を棄却すべきであります。本件を委員長の報告どおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本件は委員長の報告どおり答申することに決定いたしました。

議 提 議 案 の 上 程

○議長（山本教和） 日程第3、議提議案第3号、三重県議会基本条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（山本教和） 提出者の説明を求めます。35番 竹上真人議員。

〔35番 竹上真人議員登壇〕

○35番（竹上真人） ただいま議題となりました三重県議会基本条例の一部を改正する条例案につきまして、提出者を代表いたしまして提案説明を申し上げます。

三重県議会基本条例は、三重県議会が、分権時代を先導する議会を目指し、積極的に議会改革に取り組んできたこれまでの取組を後戻りさせることなく、さらなる改革に取り組むことの決意として、平成18年12月に全国の都道府県で初めて制定された条例であります。

本条例制定以降においても、本県議会はさらなる議会改革に取り組んでまいりましたが、本条例第28条には、「議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」との検討条項が規定されています。

さらに、平成23年1月には、学識経験者等5人で構成された議会改革諮問会議から、「その後の議会活動内容や今後、新たに取り組むべき方向性などを踏まえて、必要に応じて適宜、見直していく必要がある」との答申がなされています。

このようなことから、同年6月に議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議が設置され、これまでに計14回の会議を重ねてきました。本条例改正案は、この会議における検証検討の結果を受けたものです。

次に、改正の概要について御説明申し上げます。

第1に、議会活動において重要な機能を果たしている会派の役割として、議員がその責務を果たすために行う活動を支援することとしました。

第2に、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう、議会は不断の見直しを行うこととしました。

第3に、議会には、議会が決定した事項を追跡調査するという意味での知事等の事務に対する執行監視などの責任があることから、議会は議決責任を深く認識し、議会活動等に関し、県民に対して説明する責務を有することとしました。

第4に、議会と知事等との関係において、議会は合議体特有の役割を有していることから、議会は合議制の機関としての特性を生かし、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならないこととしました。

第5に、議会機能の強化の観点から、議員が本会議での質問等の機会にとられず質問ができるよう、文書による質問制度を設けることとしました。

なお、本条例案は公布の日から施行としましたが、文書による質問制度については、公布の日から起算して3カ月を経過した日から施行することとしました。

また、今回の検討項目となっていた議員活動の範囲の明確化や、これに関する議員報酬等及び政務調査費については、当議会の議員報酬等に関する在り方調査会においても検討がなされていること、また、地方の要請を受け、国において地方自治法の改正に係る検討の動きがあることから、これらの状況の推移等を考慮し、議論の環境が整った後、しかるべき時期に検討を行うべきものと考えます。

以上が本条例案の提案説明であります。慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山本教和） 以上で、提出者の説明を終わります。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

○議長（山本教和） お諮りいたします。本件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、議会運営委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認めます。よって、本件は議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

議会運営委員会

議案番号	件 名
議提3	三重県議会基本条例の一部を改正する条例案

○議長（山本教和） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（山本教和） お諮りいたします。明14日から26日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認め、明14日から26日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

6月27日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（山本教和） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時22分散会